

Habataki Disclosure 2023

はばたき信用組合 ディスクロージャー誌



はばたき信用組合

【当組合の考え方】

「地元の皆様にご満足していただける」信用組合を目指して、健全性を保ちながら透明性の高い経営に努め、よりきめ細かな金融サービスをもって、皆様のご期待に応えて参りたいと考えております。

【経営理念】

1. 地域経済と地域住民の繁栄を願い、豊かな地域社会づくりに貢献します。
2. お客様優先の姿勢で、ふれあいを大切に誠実に努めます。
3. 地域社会から信頼される信用組合として健全経営に努めます。

【令和5年度経営基本方針】

1. 地域社会への貢献
 - ①小規模事業者等の「経営課題」や「ニーズ」に対する本業支援の実施
 - ②ゼロゼロ融資の返済が始まる中で、事業者に対する資金繰り等支援の強化
 - ③アフターコロナを見据えた外部専門機関との連携強化
2. 本業による収益力向上
 - ①営業推進態勢の強化
 - ②効率化を踏まえた店舗政策
 - ③「業務収益前年度比100%以上達成」を目標に施策等アクションプランの策定
3. 経営基盤の強化
 - ①経営管理態勢の強化
 - ②内部管理態勢の充実

【はばたき信用組合の概要】（令和5年3月末現在）

設 立 昭和28年9月

出 資 金 2,835百万円

組合員数 33,775人

店 舗 数 11店舗

営業区域 ・新潟市のうち

- ・江南区 ・中央区 ・東区
- ・北区 ・秋葉区 ・西区
- ・阿賀野市
- ・五泉市
- ・北蒲原郡聖籠町
- ・新発田市のうち旧豊浦町
- ・東蒲原郡阿賀町

ホームページ

<https://www.habataki-shinkumi.jp/>



Contents

概要	1	地域貢献・社会貢献	14
ごあいさつ・事業の概況	2	経営管理体制	22
主要な経営指標の推移	3	資料編	33
財務諸表	4	索引	48

皆様には、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜り、心から御礼申し上げます。

本年もディスクロージャー誌を作成いたしました。当組合の経営方針、業績、事業内容、活動状況などを紹介しておりますので、当組合へのご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜りたいと存じます。

令和4年度の国内経済を顧みますと、我が国経済は、3年にも及んだ新型コロナウイルス禍での行動制限がようやく緩和され国内の消費活動が緩やかに持ち直してくる一方で、ロシアのウクライナ侵攻を発端とした原材料やエネルギー価格の高騰によるコスト増分を十分に価格転嫁できない状況などから、企業収益が圧迫されており、日本経済の回復は未だ道半ばの状況が続いています。政府には、直面する厳しい内外の環境変化に立ち向かい、日本経済を停滞から持続的成長へと転換し「成長と富の創出」・「成長と分配」の好循環が早期に実現できるよう、切れ目のない経済対策の機動的・弾力的な運用を強く求めるところであります。

このような環境のもと、当組合としても、引き続き融資等の円滑な実行により事業者の資金繰りを支えるとともに、政府系金融機関との連携による資本金劣後ローンの供給を通じた財務基盤強化、各種給付金等の申請手続き支援などの取り組みにより取引先を支えることが求められており、地域と共に生きる協同組織の金融機関として、苦境に陥っている中小・小規模事業者及び生活者に対し、引き続き、金融仲介機能を十分に発揮するとともに、より一層の金融サービスの向上に取り組んでまいります。

令和4年度の当組合の業績につきましては、預金積金期末残高 107,535 百万円、貸出金期末残高 65,934 百万円、預貸率 61.31%で推移しております。収益面では、依然として低金利の影響などにより貸出金利回り始め各種運用利回りが低下する中ではありますが、本業の収益を表すコア業務純益では 190 百万円を計上し、本業収益を確保できる財務基盤の構築に努めてまいりました。そして当期純利益においては、271 百万円の利益を計上するにいたりました。一方、不良債権比率については、4.21%で推移しております。自己資本比率は 11.45%を確保することができました。これも偏に組合員皆様のご支援の賜と感謝申し上げます。

次に、当組合と三條信用組合、新潟鉄道信用組合との合併についてご報告申し上げます。

当組合と三條信用組合は、本年 11 月 20 日の合併に向けて、論議を重ねて参りましたが、この合併に新潟鉄道信用組合が合流することとなり、これにより新潟県内有数の規模の信用組合が誕生することとなりますが、相互扶助という基本精神は不変であり、地域経済のため、また、個人や事業者等のお客様のために引き続き寄り添い、きめ細かく貢献していく姿勢に何ら変わることはありませんので、何卒、本合併の趣旨をご理解いただき、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和5年度も私ども“はばたき信組”は、「つながる心 はばたく未来」をスローガンに、地元金融機関として皆様の経営を下支えしていくと共に、皆様のお役にたてるよう役職員一同全力を挙げ努めていく所存でございます。何卒、従来に増してご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年6月

理事長 宇野勝雄

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経 常 収 益	714,267	961,448	1,510,861	1,473,704	1,512,172
経 常 利 益	37,786	78,918	129,107	192,653	279,700
当 期 純 利 益	30,709	△ 183,316	182,504	178,152	271,624
預 金 積 金 残 高	55,471,573	106,205,215	110,571,792	110,059,196	107,535,643
貸 出 金 残 高	35,780,843	61,288,377	62,694,785	62,778,938	65,934,553
有 価 証 券 残 高	4,878,277	5,521,557	5,144,677	5,796,077	6,647,444
総 資 産 額	58,079,998	111,564,702	119,775,674	120,833,893	121,171,191
純 資 産 額	2,105,499	4,781,916	4,982,320	5,089,007	5,226,869
自己資本比率(単体)	7.87 %	11.16 %	11.69 %	11.59 %	11.45 %
出 資 総 額	1,269,748	2,915,331	2,875,333	2,855,332	2,835,547
出 資 総 口 数	1,559,497 口	2,850,662 口	2,770,667 口	2,730,665 口	2,691,095 口
出資に対する配当金	16,617	23,090	33,085	32,901	32,669
職 員 数	63 人	123 人	119 人	111 人	101 人

- (注) 1. 残高計数は、期末日現在のものです。
 2. 平成30年度までの計数は、存続組合である旧新栄信用組合の計数を記載しております。
 各表についても同様であります。

法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、令和4年度(第70期)の「貸借対照表」、「損益計算書」、「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である高志監査法人より監査を受け、令和5年5月29日付にて適法・適正である旨の監査報告書の提出を受けております。

代表理事の確認

私は当組合の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第70期事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認しました。

令和5年6月2日

はばたき信用組合

理 事 長 宇 野 勝 雄

財務諸表

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度	科 目	令和3年度	令和4年度
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金	1,305,412	1,598,489	預 金 積 金	110,059,196	107,535,643
預 け 金	50,092,764	45,336,815	当 座 預 金	1,019,488	944,116
有 価 証 券	5,796,077	6,647,444	普 通 預 金	43,237,518	43,946,843
地 方 債	132,455	422,922	通 知 預 金	11,286	35,202
社 債	2,993,554	3,877,816	定 期 預 金	60,944,443	58,221,640
株 式	86,475	112,291	定 期 積 金	4,593,501	4,147,130
そ の 他 の 証 券	2,583,593	2,234,414	そ の 他 の 預 金	252,957	240,709
貸 出 金	62,778,938	65,934,553	借 用 金	5,500,000	8,200,000
割 引 手 形	398,348	428,844	当 座 借 越	5,500,000	8,200,000
手 形 貸 付	2,393,701	2,692,347	そ の 他 負 債	113,829	138,733
証 書 貸 付	56,882,702	60,115,716	未 決 済 為 替 借	16,880	15,449
当 座 貸 越	3,104,184	2,697,644	未 払 費 用	26,426	21,921
そ の 他 資 産	638,857	606,295	給 付 補 填 備 金	1,037	440
未 決 済 為 替 貸	5,252	7,142	未 払 法 人 税 等	4,930	4,930
全 信 組 連 出 資 金	406,500	406,500	前 受 収 益	19,357	24,882
前 払 費 用	2,668	2,760	払 戻 未 済 金	16,852	13,450
未 収 収 益	171,226	163,156	リ ー ス 債 務	4,808	12,773
そ の 他 の 資 産	53,210	26,735	資 産 除 去 債 務	13,998	35,282
有 形 固 定 資 産	929,396	1,648,505	そ の 他 の 負 債	9,537	9,603
建 物	302,388	385,737	賞 与 引 当 金	9,813	10,819
土 地	323,664	310,182	退 職 給 付 引 当 金	29,851	30,060
リ ー ス 資 産	4,808	12,773	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	11,090	13,260
建 設 仮 勘 定	239,334	859,258	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	2,954	—
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	59,202	80,554	偶 発 損 失 引 当 金	9,234	5,304
無 形 固 定 資 産	18,883	18,213	債 務 保 証	8,917	10,498
ソ フ ト ウ ェ ア	5,561	4,958	負 債 の 部 合 計	115,744,886	115,944,320
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	13,321	13,254	(純 資 産 の 部)		
前 払 年 金 費 用	18,018	9,361	出 資 金	2,855,332	2,835,547
繰 延 税 金 資 産	904	19,838	普 通 出 資 金	1,365,332	1,345,547
債 務 保 証 見 返	8,917	10,498	優 先 出 資 金	1,490,000	1,490,000
貸 倒 引 当 金	△ 754,277	△ 658,824	資 本 剰 余 金	1,036,745	1,036,745
(うち個別貸倒引当金)	(△ 537,595)	(△ 492,029)	資 本 準 備 金	1,036,745	1,036,745
			利 益 剰 余 金	1,147,074	1,342,802
			利 益 準 備 金	140,000	163,000
			そ の 他 利 益 剰 余 金	1,007,074	1,179,802
			特 別 積 立 金	780,400	900,400
			(優先出資消却積立金)	(480,000)	(600,000)
			(店舗取壊費用積立金)	(300,400)	(300,400)
			当 期 未 処 分 剰 余 金	226,674	279,402
			組 合 員 勘 定 合 計	5,039,152	5,215,095
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	49,854	11,774
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	49,854	11,774
			純 資 産 の 部 合 計	5,089,007	5,226,869
合 計	120,833,893	121,171,191	合 計	120,833,893	121,171,191

- (注)1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法(または部分純資産直入法)により処理しております。
3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- 建 物 8年～47年
 その他 2年～20年

4. 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によるものであります。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権(以下「破綻懸念先」という)については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
- 要管理先と破綻懸念先は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき算出した率と、景気循環の平均期間を反映したより長い期間の貸倒実績率の平均値を比較して、高い方の率に基づき将来見込みに応じて、より実態を反映するための修正を加えて計上しております。
- また、正常先と要注意先は今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき算出した率に基づき計上しております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,808,485千円であります。

7. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号)に定める簡便法(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
- また、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金【全国信用組合企業年金基金】)に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

(1)制度全体の積立状況に関する事項(令和4年3月31日現在)

年金資産の額	225,436,503千円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	221,592,784千円
差引額	3,843,719千円

(2)制度全体に占める当組合の掛金拠出割合(自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)

0.662%

(3)補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高12,394,864千円及び別途積立金16,238,583千円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間10年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金8,505千円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じて算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。

9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
11. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を見積り、必要と認められる額を計上しております。
12. 収益の計上方法について、役員等取等収益は役員提供の対価として取受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から取受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものであります。
- 為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によるものであります。
- ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は個々の資産の取得原価に算入しております。
14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権は、14,468千円であり、金銭債権はありません。

15. 有形固定資産の減価償却累計額 1,768,799千円

16. 有形固定資産の圧縮帳額 1,108千円

17. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未取利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	436,386千円
危険債権額	2,056,516千円
三月以上延滞債権額	-千円
貸出条件緩和債権額	289,276千円
合計額	2,782,179千円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

18. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は428,844千円であり、

19. 当座借越の担保、為替決済取引及び日本銀行歳入復代理店取引並びに全国信用組合保障基金の積立金として、担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	15,678,700千円
------------	-----	--------------

なお、決算日における当座借越は8,200,000千円であり、

このほか、水道料金取扱いのために現金2,100千円を担保として差し入れております。

20. 出資1口当たりの純資産額は827円83銭です。

21. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金であり、信用リスクに晒されております。また、有価証券は主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、事務規程(融資編)及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し、運営しております。これらの与信管理は各営業店のほか審査管理部により行われ、また、定期的に常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。更に与信管理の状況については、監査室がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクなどについては、総務部において信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には、総務部において金融資産及び金融負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤理事会に報告しております。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤理事会の方針に基づき、理事会の監督のもと、余裕資金運用基準に従い行われております。

総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

(iii)市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた時価は2,578百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預け金、預金積金及び借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

22. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金 (*1)	45,336,815	45,380,024	43,209
(2)有価証券			
その他有価証券	6,573,435	6,573,435	-
(3)貸出金 (*1)	65,934,553		
貸倒引当金 (*2)	△ 658,824		
	65,275,729	67,070,710	1,794,981
金融資産計	117,185,979	119,024,169	1,838,190
(1)預金積金 (*1)	107,535,643	107,513,600	△ 22,043
(2)借入金 (*1)	8,200,000	8,200,000	-
金融負債計	115,735,643	115,713,600	△ 22,043

(*1) 預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」については、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については23.～27.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①、②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期性預金の時価は一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式*1	74,009
全信組連出資金等*1	411,952
合 計	485,961

(*1) 非上場株式及び全信組連出資金等については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	45,336,815	-	-	-
有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	1,500,000	3,125,000	1,400,000	200,000
貸出金(*2)	5,793,827	11,761,419	14,465,943	30,786,532
合 計	52,630,642	14,886,419	15,865,943	30,986,532

(*1) 預け金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等で償還予定額が見込めないもの、期間の定めが無いものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	103,366,751	4,168,892	-	-
借入金	8,200,000	-	-	-
合 計	111,566,751	4,168,892	-	-

(*) 預金積金のうち、満期日経過分及び要求払預金は「1年以内」に含めております。

23. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下27.まで同様であります。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
- (2) 満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。
- (3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。
- (4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】 (単位:千円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
地 方 債	228,212	224,990	3,222
社 債	1,001,110	1,000,000	1,110
株 式	31,689	6,417	25,271
投 資 信 託	270,805	234,509	36,296
外 国 証 券	100,114	100,000	114
小 計	1,631,931	1,565,916	66,015

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
地 方 債	194,710	199,952	△ 5,242
社 債	2,876,706	2,900,000	△ 23,294
株 式	6,592	8,487	△ 1,894
投 資 信 託	72,775	81,849	△ 9,073
外 国 証 券	1,790,719	1,800,952	△ 10,233
小 計	4,941,503	4,991,241	△ 49,737
合 計	6,573,435	6,557,157	16,277

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

24. 減損処理を行った有価証券

有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするともに評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

なお、当事業年度において減損対象銘柄はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおりであります。

(1) 債券

- ① 決算時における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合
- ② 決算時における時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した場合で、2期連続して時価が取得原価と比較し30%以上50%未満下落した場合(但し、格付機関の格付が「BBB(トリプルB)」相当以上の場合であって、40%未満の場合は除く。)

(2) 株式

- ① 決算時における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合
- ② 決算時における時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した場合で、決算期日前6ヶ月の平均株価が取得原価よりも30%以上下落している場合

(3) 上記以外の有価証券

上記(2)株式に準ずる

財務諸表
貸借対照表

25. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。
26. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損	(単位：千円)
-	-	-	

27. 保有目的を変更した有価証券はありません。
28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は7,354,248千円であります。このうち原契約期間が1年以内のものはありません。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

(単位：千円)

繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度額超過額		182,628
減価償却		16,450
減損損失		296,589
資産除去債務費用		9,759
退職給付引当金		8,314
偶発損失引当金		1,467
税務上の繰越欠損金(注1)		111,438
その他(資産)		75,251
繰延税金資産小計		701,898
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注1)		△ 111,438
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額		△ 562,229
評価性引当額小計		△ 673,667
繰延税金資産合計		28,230
繰延税金負債		
前払年金費用		2,589
その他有価証券評価差額金(負債)		4,502
その他(負債)		1,300
繰延税金負債合計		8,391
繰延税金資産の純額		19,838

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	111,438	111,438
評価性引当額	-	-	-	-	△ 111,438	△ 111,438
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

30. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 658,824千円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として、6.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

また、前事業年度末において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、主に貸出金等の信用リスクに一定の影響を及ぼし、債務者の返済能力が低下する可能性を想定しておりますが、国内外における感染の状況、ワクチンの普及状況等を踏まえ、当事業年度末においてはその取戻時期を翌事業年度末として想定しております。当該想定に基づき、特に当組合の貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いています。

なお、個別貸出先の債務者区分の判定に用いた仮定や新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や貸出先の信用リスクへの影響に関する仮定は不確実であり、これらが変化した場合には、翌事業年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。

31. 会計方針の変更

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしています。これによる計算書類等への影響はありません。

32. 過去の誤謬の修正

(1) 誤謬の内容

当事業年度において、過去の資産除去債務の計上漏れ及びそれに伴う減価償却費の計上漏れ、また固定資産の減損損失の計上漏れがあることが判明したため、当事業年度の繰越金(当期首残高)に反映しております。

(2) 誤謬の影響

資産除去債務の計上漏れに伴う減価償却費の計上漏れ16,513千円及び固定資産の減損損失額26,481千円を繰越金(当期首残高)50,772千円より減額し、繰越金(当期首残高)を7,778千円に修正しております。

なお、当該訂正は、当組合に与える影響が軽微なため、過年度の計算書類等の訂正は行っておりません。

33. 三條信用組合及び新潟鉄道信用組合との合併に関する基本合意について

当組合は、令和5年4月14日付で令和5年6月に開催予定の総代会による決議及び関係当局の許認可等が得られることを前提として、三條信用組合及び新潟鉄道信用組合と令和5年11月を目途に合併することについて「合併基本協定書」を締結いたしました。

財務諸表

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
経 常 収 益	1,473,704	1,512,172
資金運用収益	1,283,386	1,303,034
貸出金利息	1,153,896	1,166,788
預け金利息	63,448	59,207
有価証券利息配当金	40,753	43,993
その他の受入利息	25,287	33,045
役務取引等収益	72,046	80,759
受入為替手数料	26,046	23,064
その他の役務収益	45,999	57,695
その他業務収益	17,118	20,647
その他の業務収益	17,118	20,647
その他経常収益	101,154	107,730
貸倒引当金戻入益	-	85,157
償却債権取立益	97,505	18,030
株式等売却益	3	-
その他の経常収益	3,645	4,542
経 常 費 用	1,281,051	1,232,472
資金調達費用	14,052	12,722
預金利息	15,279	13,126
給付補填備金繰入額	374	35
借用金利息	△ 1,601	△ 440
役務取引等費用	147,435	135,921
支払為替手数料	14,320	11,920
その他の役務費用	133,115	124,000
その他業務費用	2,920	248
その他の業務費用	2,920	248
経 費	1,034,073	1,078,400
人件費	614,585	614,145
物件費	382,351	418,783
税金	37,136	45,472
その他経常費用	82,568	5,179
貸倒引当金繰入額	79,204	-
貸出金償却	-	160
その他の経常費用	3,363	5,019
経 常 利 益	192,653	279,700

科 目	令和3年度	令和4年度
特 別 損 失	12,421	2,393
固定資産処分損	12,421	671
その他の特別損失	-	1,721
税引前当期純利益	180,232	277,307
法人税・住民税及び事業税	10,045	10,056
法人税等調整額	△ 7,965	△ 4,374
法人税等合計	2,079	5,682
当期純利益	178,152	271,624
繰越金(当期首残高)	38,922	50,772
過去の誤謬の訂正による累積的影響額	-	△ 42,994
過去の誤謬の訂正を反映した繰越金(当期末残高)	-	7,778
店舗取壊費用積立金取崩額	9,600	-
当期末処分剰余金	226,674	279,402

(注)

- 記載事項は、千円未満を切り捨てて表示しております。
なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益 92円81銭

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
当期末処分剰余金	226,674	279,402
これを次のとおり処分します。		
剰余金処分量	175,901	210,669
利益準備金	23,000	28,000
普通出資に対する配当金	13,821 (年1.00%の割合)	13,589 (年1.00%の割合)
優先出資に対する配当金	5,880 (年0.60%の割合)	5,880 (年0.60%の割合)
優先出資に対する配当金	13,200 (年0.66%の割合)	13,200 (年0.66%の割合)
優先出資消却積立金	120,000	150,000
繰越金(当期末残高)	50,772	68,732

◇合併を合意するに至った経緯

当組合と三條信用組合は、多様化・高度化するお客様の要望に的確にお応えし、より一層地域のお客様に信頼され、真に地域に必要とされる金融機関となるべく、令和4年6月7日に合併契約を取り交わし、令和5年11月20日の合併に向けて、準備を重ねてきました。

一方、新潟県一円（山形県の一部含む）に跨るJR東日本グループ職員を主な事業基盤とする「新潟鉄道信用組合」においては、今後も持続的に組合員の皆様に対して金融サービスを提供していくためには、より強固な経営基盤が必要と考えておりました。

こうした中、当組合と三條信用組合の合併に新潟鉄道信用組合が合流することで経営基盤がより強固となり、新潟鉄道信用組合の組合員に対しても、これまで以上に質の高い金融サービスが提供できるものと考え、これまで各組合が培ってきたノウハウや強みを活かしていくことが最善の方策であるとの認識で一致しました。

このことから令和5年6月2日に「合併契約書」並びに「合併契約附帯覚書」を取り交わし、令和5年11月20日に合併することとしました。

なお、令和5年6月17日に開催した新潟鉄道信用組合の総代会及び6月23日に開催した当組合と三條信用組合の総代会において、本合併について承認・議決されました。

◇合併契約の概要

合併は、対等の立場において相互尊重の精神に基づき行いますが、手続きその他の関係上、法的には以下の形式をとるものです。

1. 合併期日 令和5年11月20日とします。
2. 合併の方法 合併は対等合併とし、合併の手続き上「はばたき信用組合」を存続信用組合とします。
3. 合併後の名称 「はばたき信用組合」とします。
4. 出資金 出資1口の金額は500円とし、三條信用組合及び新潟鉄道信用組合の組合員の出資1口をもって、はばたき信用組合の出資1口を充てるものとします。
5. 合併後の本店・本部 現はばたき信用組合本店・本部に設置します。
6. 営業地区 合併後の営業地区は、次のとおりとします。
 - (1) 新潟市、阿賀野市、五泉市、新発田市（旧豊浦町）、北蒲原郡聖籠町、東蒲原郡阿賀町、三条市、見附市、燕市、加茂市、南蒲原郡田上町、長岡市（旧栃尾市及び旧南蒲原郡中之島町）
 - (2) 新潟県一円（(1)の区域を除く）、山形県のうち酒田市（旧酒田市）、鶴岡市（旧鶴岡市及び旧西田川郡温海町）、東田川郡庄内町（旧東田川郡余目町）
7. 役員 合併後の役員の数数は理事8人以上15人以内、監事3人以上4人以内とします。
8. 総代 合併後の総代の数数は100人以上140人以内とします。
ただし、はばたき信用組合の最初の総代改選期までは、総代の数数を300人以上360人以内とし、3信用組合の合併時の全総代とします。
9. 合併の効力 関東財務局長の合併認可を条件とします。

◇3組合の概要（令和5年3月末現在）

はばたき信用組合		三條信用組合		新潟鉄道信用組合	
理事長	宇野 勝雄	理事長	佐藤 一正	理事長	小林 義孝
本店	新潟市江南区旭2丁目1番2号	本店	三条市興野3丁目11番12号	本店	新潟市中央区弁天3丁目1番3号
設立日	昭和28年9月14日	設立日	昭和27年8月29日	設立日	昭和41年5月21日
預金残高	107,535百万円	預金残高	49,156百万円	預金残高	6,307百万円
貸出金残高	65,934百万円	貸出金残高	20,373百万円	貸出金残高	1,863百万円
普通出資金	1,345百万円	普通出資金	712百万円	普通出資金	170百万円
優先出資金	1,490百万円	優先出資金	-百万円	優先出資金	-百万円
組合員	33,775名	組合員	12,374名	組合員	3,900名
店舗数	11店舗	店舗数	7店舗	店舗数	1店舗
常勤役員数	106名	常勤役員数	54名	常勤役員数	8名
営業地域	新潟市（江南区・中央区・東区・西区・北区・秋葉区）、阿賀野市、五泉市、新発田市（旧豊浦町に限る）、北蒲原郡聖籠町、東蒲原郡阿賀町	営業地域	三条市、見附市、燕市、加茂市、長岡市（旧栃尾市及び旧南蒲原郡中之島町）	営業地域	新潟県一円、山形県のうち酒田市（旧酒田市）、鶴岡市（旧鶴岡市及び旧西田川郡温海町）、東田川郡庄内町（旧東田川郡余目町）

合併後の組合の規模（計数は令和5年3月末現在の3組合の合計）

新組合名 はばたき信用組合			
本店	新潟市江南区旭2丁目1番2号		
設立日	昭和28年9月14日		
規模			
預金残高	162,999百万円	貸出金残高	88,171百万円
普通出資金	2,229百万円	優先出資金	1,490百万円
組合員	50,049名	常勤役員数	168名
店舗数	19店舗		
営業地域	(1) 新潟市、阿賀野市、五泉市、新発田市（旧豊浦町）、東蒲原郡阿賀町、北蒲原郡聖籠町、三条市、見附市、燕市、加茂市、南蒲原郡田上町、長岡市（旧栃尾市及び旧南蒲原郡中之島町） (2) 新潟県一円（(1)の区域を除く）、山形県のうち酒田市（旧酒田市）、鶴岡市（旧鶴岡市及び旧西田川郡温海町）、東田川郡庄内町（旧東田川郡余目町）		

◇「2023はばたき記念定期預金」

今年は、本店新築移転プレオープン、阿賀野支店移転オープンに加え、創立70周年、本店移転グランドオープン、そして三條信用組合及び新潟鉄道信用組合との合併を迎えます。

これらの記念事業の一環として「2023はばたき記念定期預金」の取扱いを開始しました。

「2023はばたき記念定期預金」の商品概要

- *お預入期間：1年ものスーパー定期預金
- *特別金利：年0.25%（税引き前）
- *お預入金額：個人・法人ともお一人さま 1,000万円まで
- *お取扱期間：令和5年6月12日～令和5年12月29日
（ただし、新規のお預入に限り、募集総額100億円に達しだい終了させていただきます。）

お申込み・お問い合わせは、営業店窓口または得意先係までお願いいたします。

2023はばたき記念定期預金

年0.25%

お取扱期間：令和5年6月12日(月)～令和5年12月29日(金)

募集総額：100億円

はばたき信用組合
https://www.habataki-chinkumai.jp/

ごあいさつ

2023はばたき記念定期預金

特別金利 **年0.25%**

取扱期間：令和5年6月12日(月)～令和5年12月29日(金)

募集総額：100億円

商品概要

- お取扱期間：令和5年6月12日(月)～令和5年12月29日(金)
- お預入金額：個人・法人ともお一人さま 1,000万円まで
- 特別金利：年0.25%（税引き前）
- お取扱期間：令和5年6月12日(月)～令和5年12月29日(金)
- 募集総額：100億円
- お預入期間：1年
- お預入回数：1回
- お預入手数料：お預入時にお預入金額の0.5%（税込）を引きます。
- お預入手数料：お預入時にお預入金額の0.5%（税込）を引きます。
- お預入手数料：お預入時にお預入金額の0.5%（税込）を引きます。
- お預入手数料：お預入時にお預入金額の0.5%（税込）を引きます。

◇本店の新店舗が完成し、移転オープンしました。

旧本店は、築後50年を経過し、設備の老朽化や耐震性への懸念があることなどから、創立70周年の節目の年でもある令和5年の完成に向けて、本店敷地内に新本店を建設しておりましたが、無事竣工を迎え、6月5日より新本店での業務を開始いたしました。

本店建設に携わっていただいた皆様に感謝を申し上げますとともに、お客様や近隣の皆様のご理解ご支援にも感謝申し上げます。

今年11月のグランドオープンに向けて、今後旧本店の取壊しを行い、お客様駐車場を整備する予定ですので、新本店の建設中より、近隣の皆様及びお客様には、ご不便、ご迷惑をお掛けいたしておりますが、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

新本店の概要

地上7階建て

- 1階 ATMコーナー、クーポンブース（全自動貸金庫）
- 2階 本店営業窓口・相談コーナー、多目的トイレ
- 3階 本部事務室
- 4階 理事長室、職員休憩室
- 5階 会議室
- 6階 本部事務室、倉庫
- 7階 機械室

新本店は、耐震化工事や非常用発電設備などにより被災時にも業務が継続できるようになったことで、地域の皆様にも安心してご利用いただける建物となりました。

また、バリアフリー化や営業室ロビーの多目的トイレ設置など、人にやさしい店舗となっています。



1階エントランス
(ATMコーナー・クーポンブース)



2階本店営業ロビー・相談コーナー



プレオープン記念式典



◇安田支店が移転オープンしました。

安田支店は昭和37年7月の開店以来、近隣の皆様よりご愛顧頂き、阿賀野市保田にて営業を続けておりましたが、店舗の老朽化や駐車場が手狭であることなどから、安田ショッピングセンター（ウインディ）内に新店舗を開設し、令和4年8月8日（月）に移転いたしました。

新店舗移転により、広い駐車場をご利用いただけるとともにお買いものに合わせてご来店が可能になるなど、お客様へのより一層のサービス向上につながるものと思っております。



◇阿賀野支店が移転オープンしました。

阿賀野支店は、昭和29年7月の開店以来、近隣の皆様よりご愛顧頂き阿賀野市中央町にて営業を続けてまいりましたが、店舗の老朽化などから、瓢湖方面へ100m程の旧第四北越銀行水原中央支店を購入し、店舗の内外装を改装し、令和5年7月10日に移転オープンいたしました。

新店舗移転後もお客様にご満足いただけますよう、一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続き倍旧のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。



移転オープン記念式典



営業室ロビー・相談コーナー

○新潟市（江南区）との移住・定住促進、空き家対策に向けた連携協定を締結

当組合は、新潟市と首都圏などからの移住・定住などの促進に向けた連携協定を締結しております。新潟市としては、金融機関と移住・定住促進、空き家対策に向けた連携協定を締結するのは初めての試みであり、全国的に見ても先駆的な取り組みです。この協定により、今後、首都圏などから江南区に移住する人に対する支援策に、両者が互いに連携・協力しながら取り組んでいます。当組合としては、住宅ローンや空き家等活用ローンなどによる金融面からの支援に取り組んでいます。

○五泉市及び阿賀野市と包括連携協定締結

当組合は、五泉市と阿賀野市の両市と、『地方創生における包括連携協定』を締結しております。子育て支援や健康増進、人口減少対策等を効果的に実施し、地方創生の取り組みを加速させることによって地域社会の発展及び経済の活性化を図り、安全・安心な地域づくりを進めるとともに、相互の発展に資することを目的とした活動を行います。協定の内容については、地域経済活性化に関すること、市民の生活改善に関すること、空き家対策、移住定住の促進、結婚・出産・子育て支援、少子化対策、市民の健康関連、防災や耐震など危機に関することなどを行ってまいります。具体的な取り組みとしましては、両市との連携金融商品（定期預金・定期積金・住宅ローン・学資ローン）を開発し、金融面で地域住民の皆様へ支援させていただきます。

五泉市にお住まいの皆さまへ

国民健康保険被保険者(40歳～74歳)の方で特定健診を受診された方。
 ○後期高齢者医療被保険者の方で、後期高齢者の健康診査を受診された方。
 ○五泉市が実施するがん検診を受診された方。

スーパー定期預金 1年もの
店頭表示金利にプラス
+年0.15%上乗せ(お申込)
+年0.10%上乗せ(お申込)

年1回「健康診査」を受けましょう！

健康応援定期

お預けいただける方	お預け期間
○五泉市国民健康保険被保険者(40歳～74歳)の方で特定健診を受診された方。 ○後期高齢者医療被保険者(五泉市)の方で後期高齢者の健康診査を受診された方。 ○五泉市のがん検診対象者の方で、がん検診のどれかを受診された方。 ※お預け入れは、ご本人さま名義に限ります。受診された方は当組合にお申し出ください。	1年(自動継続)

●預金の種類
スーパー定期預金(証書、総合口座、通帳式)

●お預け期間
1年(自動継続)

●お預け金額
1人様 **300万円以内**
※当組合の特約優待金利の適用はできません。
※中途解約の場合は当組合所定の中途解約利率を適用いたします。
※お利率には、復興特別所得税(平成24年12月31日までの期間) 20.31%(国税15.31%、地方税5%)の課税の適用となります。

つながる心 はばたき未来
はばたき信用組合 五泉支店 ☎ 43-2211
 村松支店 ☎ 65-2121

はばたき信用組合は、子育て家庭を応援します！！

阿賀野市子育て応援定期積金

阿賀野市にお住まいの皆さまへ

【阿賀野市子育て応援カード】地域での子育てを応援するため、18歳未満の子どものいる希望する保護者に限り、1世帯に限定として交付するカードです。協賛企業から提供していただけるお品やサービスが盛り込まれたカードは、店舗やサービスの提供を受けることができます。はばたき信用組合も協賛店になっております。

はばたき信用組合の子育て応援「定期積金の金利上乗せ」店頭表示金利にプラス **+年0.1%上乗せ**

みんなの元気にエール！

阿賀野市見本 子育て応援カード

【お預けいただける方】
○阿賀野市在住の18歳未満の子供を養育している保護者様で、「阿賀野市子育て応援カード」をお持ちの方。

【お預け期間】
○子供様生誕及び開帳月

【お預け金額】
○対象者1名につき毎月のお預け10万円を上限とします

【お預け期間】
○当組合が積立定期預金の全期間

つながる心 はばたき未来
はばたき信用組合 阿賀野支店 ☎ 62-2880
 宝島支店 ☎ 68-2228

○第一勧業信用組合との連携協定締結

当組合は、東京の第一勧業信用組合と相互扶助の精神に基づき、相互に連携、協力して地域社会の発展や組合員の幸せに一段と貢献するために、連携協力に関する協定を締結しています。この提携により、両組合の組合員が行う事業の相互利用促進や販路の拡大、利便性向上を支援していきます。具体的には、首都圏に店舗網を持つ第一勧業信用組合が開催する地方物産展などにお客様にご来店していただき、地場産業や地域名産品などを幅広く紹介していただいています。また、お客様相互のビジネスマッチング、お取引先、職員の交流の場の設定なども行っています。

○新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、行動制限なども緩和され、経済活動も復調の兆しを見せておりますが、未だに新型コロナウイルス感染症の地域経済への影響は大きく、当組合もさまざまな取り組みを実施するとともに、融資を積極的に行うことで中小事業者の皆様の経営を支援しています。

◇感染防止・予防の取り組み

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、お客様のご来店時のマスク着用はお客様のご判断となりますが、職員はマスク着用にて接客を行っております。感染防止の取り組みとしてご理解・ご協力をお願いします。



◇資金繰り支援の取り組み

令和2年4月より「新型コロナウイルス相談窓口」を融資カウンターに表示し、お取引先の業況把握に努めています。

当組合では、窓口や取引先訪問を通じ、実態把握に努めるとともに、資金繰り相談や融資の条件変更等、きめ細やかに対応しております。



○窓口やキャッシュコーナーでの犯罪防止の取り組み

新潟県警などと連携し、特殊詐欺被害の未然防止に努めています。ご預金のお引き出しの際などに、職員がお声かけすることがありますが、警察と金融機関が協力して特殊詐欺被害の未然防止のために行っているものですので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

また、ATMでのお引き出しの限度額を設定しているほか、70歳以上かつ1年以上カード振込利用の無い方のATMでの振込限度額を10万円とするなどの取り組みも行っております。



安田支店窓口職員が電話をしながらATMを操作しているお客様に声掛けし、特殊詐欺被害の防止につながりました。

これにより新潟県警より感謝状を贈呈されました。

○地域清掃活動

毎朝、店舗周辺の道路、バス停等の清掃活動を実施しています。
町内クリーン作戦にも参加しています。



○社会支援活動

地域の社会福祉活動や青少年の健全な育成を支援するために、青少年育成協議会や社会福祉協議会を通じて小学校などに寄附をしております。

○しんくみの日週間活動

毎年「しんくみの日（9月3日）」週間に合わせて社会貢献活動の一環として本店駐車場において献血を行っています。

当組合役職員に加え、お客様からも献血にご協力いただいております。



R4.9.5 しんくみの日週間活動(献血)

新本店屋上からの展望

(JR 亀田駅方面)



(新潟市中心部・ビッグスワン・佐渡島方面)



はばたきの取り組み（地域貢献情報）

地域貢献に関する当組合の経営姿勢

当組合は、新潟市江南区に本店を置き、新潟市（うち江南区、中央区、東区、北区、西区、秋葉区）、阿賀野市、五泉市、聖籠町、阿賀町、新発田市（旧豊浦町に限る）を営業地域とし、地元の中小零細事業者や住民が組合員となって、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組織金融機関です。中小零細事業者や住民一人ひとりの顔が見えるきめ細かな営業活動を行い、信用組合としての特性発揮と機能の強化を基本方針として展開していく一方で、地域の皆様と共に発展していくために、当組合自身の健全経営の確保や経営効率の改善にも取り組んでおります。

このように、当組合では地域密着と健全経営の確保に向けた活動を通じて、地域の皆様からの信頼と期待にお応えできる金融機関を目指し、今後とも役職員一丸となって経営努力を重ねてまいります。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組み状況

1. 中小企業の経営支援に関する取り組み方針

当組合は公共的使命を全うするために、地域経済の繁栄を願い、豊かな地域社会づくりに貢献することを経営理念に掲げ、創意と工夫を活かして組合員や地域社会の期待・信頼に応え、適切な情報公開を行うとともに、組合員の皆様と対話により金融の円滑化に取り組んでおります。その取り組みに際しては、当組合の「経営理念」「経営方針」に沿った、「経営支援マニュアル」（経営改善計画書の策定支援等）を定め役職員が対応しております。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

お取引先企業の経営支援につきましては、経営支援室と営業店が連携して取り組んでおります。また、「経営革新等支援機関」（認定支援機関）として、お取引先企業と話し合い、経営改善計画の策定に取り組むとともに「中小企業活性化協議会」等外部機関や「税理士」等外部専門家と連携を図りながら、事業再生に取り組んでおります。

更に、お取引先企業の経営支援に対する要望にお応えすべく、役職員が内部・外部研修・セミナー等に参加し、コンサルティング機能の発揮をすべく、目利き能力の向上に努めております。

3. 中小企業の経営支援に関する取り組み状況

i 創業・新規事業開拓の支援（令和4年度実績 16件 115百万円）

取組事例

地域経済において成長が見込まれる分野の事業に取り組む企業に対して外部専門家や外部機関と連携を図りながら、新潟県や新潟市の制度資金を活用し支援に取り組みました。

ii 成長段階における支援

iii 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

取組事例

「中小企業金融円滑化法の期限到来に当たって講ずる総合的な対策」における「中小企業支援ネットワーク」等が構築されたこと。

また、「税理士」等外部専門家や「中小企業活性化協議会」等外部機関と連携して、お取引先企業の経営改善や事業再生に取り組みました。

期初債務者数 A		経営改善 支援取組率 a/A	ランク アップ率 β/a	再生計画 策定率 δ/a			
うち経営改善支援取組先 a	aのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数						
	aのうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β				aのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 γ	aのうち再生計画を策定した先数 δ	
380先	102先	9先	93先	21先	26.84%	8.82%	20.59%

(注) ①. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。

②. 期初債務者数は令和4年4月当初の債務者数です。

③. 債務者数、経営改善支援取組先数は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。

④. 「a（アルファ）のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β （ベータ）」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営支援取組先で期中に完済した債務者はaには含まれますが β には含んでおりません。

⑤. 「aのうち期末に債務者区分が変化しなかった先 γ （ガンマ）」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。

⑥. 「aのうち再生計画を策定した先数 δ （デルタ）」は、aのうち中小企業活性化協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当信組独自の再生計画策定先の合計先数です。

⑦. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含まれません。

4. 地域の活性化に関する取り組み状況

より細やかで行き届いたお客様サービスを図るため、当組合は協同組織金融機関としての存在意義を発揮していくため、その原点に立ち返り特性を発揮していくことが社会的に求められています。当組合は、地域の活性化に向けて、政府の関係省庁が連携して推進する「中小企業金融円滑化法の期限到来に当たって講ずる総合的な対策」に基づいて、以下のとおり取り組んでおります。

i 円滑化法終了後も、他の金融機関等と連携し、貸付条件の変更等や円滑な資金提供に努めます。

ii 経営改善計画の策定が困難なお取引先の計画策定支援（認定支援機関）に努めます。

iii 再生計画策定支援の確実な実施のための、「中小企業活性化協議会」等外部機関との連携に努めます。

iv 「中小企業支援ネットワーク」の参加機関と連携して、お取引先の経営改善・事業再生の支援。

v 経営支援と併せた公的金融・信用保証協会による資金繰り支援。

はばたきの取り組み（地域貢献情報）

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組み状況

「中小企業金融円滑化法」（平成21年12月施行）は平成25年3月末で終了しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響長期化を踏まえ、事業資金や住宅ローンをご利用いただいているお客様からの貸付条件の変更等に引き続ききめ細やかに対応しております。

また、燃料・原材料価格の高騰、各種部材の供給制約等が長期化の様相を呈するなか、これらの影響を受ける事業者の資金繰り支援についても積極的に取り組んでおります。

金融機関としてコンサルティング機能を発揮できるよう、定期的かつ継続的な訪問等により、お客様との対話を通して経営実態を把握し、経営課題に親身になってお応えできるよう取り組んでまいります。

	令和3年度		令和4年度	
	受付件数	実行件数	受付件数	実行件数
中小企業者	287	286	376	358
住宅ローン	12	12	12	12
計	299	298	388	370

日本政策金融公庫との業務連携

当組合と、株式会社日本政策金融公庫（以下、日本公庫）は、平成27年2月24日付で「業務連携・協力に関する覚書」を締結いたしました。日本公庫は100%政府出資の政策金融機関です。創業支援、企業再生、ベンチャー企業支援、農商工連携、経営革新推進等、中小企業者及び農林水産業者の振興に資するため、資金供給及び情報提供等の各分野に係る連携を円滑に行い、相互に協力して、地域経済の活性化を図ることを目的としております。従来から、当組合と日本公庫は中小企業支援を中心とした情報交換や協調融資に取り組んできましたが、標記覚書締結によりこれまで以上に幅広い分野において、中小企業者及び農林水産業者への経営支援強化を目指してまいります。当組合が有するきめ細かい相談機能と、日本公庫が有する豊富な支援ノウハウのシナジー効果により、地域の中小企業者及び農林水産業者の皆様に、協調融資の実施や様々な情報提供など、より一層ご満足いただける金融サービス展開を図ってまいります。

中小事業者支援のための取り組み

○若手経営者の会「ねくすとF.C.」の活動状況

地域の活性化のため、また、地域経済の将来を見据え地元企業の若手経営者の育成を図るため、平成23年10月に発足した若手経営者の会「ねくすとF.C.」は10年を経過し、現在の会員数は90名となっております。令和4年度も全国的に拡大している新型コロナウイルス感染症の影響から会の活動は自粛せざるを得ない状況となりましたが、現在、アフターコロナを見据えた活動の活性化策および会員に対するサポート策等を協議・検討しております。

○目利き能力の向上・人材育成

当組合は、中小事業者の技術力、販売力、将来性等を的確に評価できる能力を向上させるため、目利きのできる人材育成に積極的に取り組んでおります。その一環として、新潟県信用組合協会等主催の研修に計画的に職員を参加させております。また、外部講師を招聘し、勉強会を開催し、職員のスキルアップを図っております。

- ・ 事業性融資推進講座
- ・ 事業性評価(実戦)研修
- ・ 現場担当者のための事業承継講座 など



はばたきの取り組み（地域貢献情報）

融資を通じた地域貢献

融資先数・金額

中小零細事業者および個人の皆様の幅広い資金ニーズにお応えするため、事業性のご融資や住宅ローンなどの個人向けの各種ローンのほか、全国緊急保証制度、県、市や信用保証協会等の中小企業向け制度融資についても積極的に対応してまいりました。

事業性融資	1,484先	
設備資金		18,219百万円
運転資金		17,972百万円
個人向け融資	4,044先	
住宅ローン	1,247件	11,712百万円
消費者ローン	2,742件	3,318百万円
当座貸越、その他		5,301百万円
地方公共団体 他	13先	9,409百万円

地方自治体の制度融資の取扱状況

当組合は、新潟県、新潟市、阿賀野市、五泉市の中小企業向け制度融資の取扱金融機関として、積極的に中小零細企業等の資金ニーズにお応えしております。

令和5年3月期の取扱残高	1,176件	9,356百万円
--------------	--------	----------

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

◇「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針」及びその取組状況

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様から相談を受けた際には、真摯に対応するため、「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針」を以下のとおり策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

◇「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、本ガイドラインを遵守・尊重してまいります。

事業性融資における経営者保証については一律的・機械的に取得することなく、お客様の状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証を頂く場合には、その理由や範囲等について真摯にかつ丁寧にご説明し、お客様にご理解・ご納得をいただけますよう努めてまいります。

1. お客様と保証契約を締結する際、主に以下の点について確認を行い、その上で保証金額を含め総合的な検討を行います。

- (1) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- (2) 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- (3) 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- (4) 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- (5) 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

審査の結果、保証をご提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」等につきましてご説明させていただきます。また、将来的な保証契約の見直しに向けた経営改善のお手伝いをさせていただきます。

2. 万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時のお客様の資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を決定します。

3. お客様から保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、主に上記1. (1)～(5)について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。

☆経営者保証相談窓口 はばたき信用組合 お客様相談室

受付日：月曜日～金曜日（土曜・日曜・祝日および組合の休業日を除く）

受付時間：午前9時～午後5時 電話：0120-400-103

以上

◇「経営者保証に関するガイドライン」の取組状況

	令和3年度	令和4年度
新規に無保証で融資した件数	340	348
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	28.96%	27.71%
保証契約を解除した件数	15	18
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当組合をメイン金融機関として実施したものに限り）	0	0

はばたきの取り組み（地域貢献情報）

地域へのサービスの充実

顧客の組織化とその活動状況

- ◆ お客様の親睦を図るため「友の会」を結成しており、会員数は約1,200名となっております。活動としては親睦旅行、合同友の会講演会、ゴルフ大会、情報交換会など、楽しみながらお役に立つ催しを通じて交流を深めていただいております。
- ◆ 当組合で年金のお受け取りをされている方の親睦を図るため、年金友の会「遊悠倶楽部」を設立しております。会員数は現在約9,000名であり、会員の皆様には「お誕生日プレゼント」や優遇金利による「ゆうゆう年金定期」などのサービスを提供しております。
- ◆ 日頃のお客様への感謝の意を込めて、毎年12月に各店舗において感謝デー（2日間）を実施しており、ご来店されたお客様への「ご来店プレゼント」や抽選会を行い地域の皆様と親睦を深めております。

情報提供活動

各種パンフレットの配布

預金保険制度・住宅税制のパンフレット等により、お客様に有効な情報を提供しております。

顧客利便性の提供

カードサービス

当組合の本支店11店舗および5出張所のATMコーナーのほか、全国各地の信用組合・銀行・信用金庫・労働金庫・農協・ゆうちょ銀行のATMでもご入金・お引出し・残高照会がご利用いただけます。

ATMコーナーの365日稼働とATM利用手数料の無料化

本店、稲葉支店、横越支店、馬越支店、大形支店、阿賀野支店、安田支店、豊栄支店、五泉支店、村松支店、新津支店のATMコーナーは、365日毎日稼働しております。祝日及び年末年始・GWの休日にもご利用いただけます。

当組合のカードによる当組合ATMでのお引出し、お預入れは、土日、休日を含め、いつでも無料です。

*なお、カードサービス及びATMの営業時間、ご利用手数料等につきましては、45ページの「ATM利用手数料・取扱時間」または当組合のホームページをご覧ください。

コンビニATMサービス

セブン銀行との提携により、全国のセブン-イレブン、イトーヨーカドーにあるセブン銀行ATMでは、ご入金・お引出し・残高照会がご利用いただけます。なお、ご入金・お引出しのご利用手数料は、全時間帯一律110円となっております。

「駅のATM」サービス

JR東日本の主要駅構内などに設置されている「駅のATM・VIEW ALTTE（ビューアルッテ）」にて、お引出し・残高照会がご利用いただけます。

ATM振込みサービス

全店のATMでお振込ができます。他行カードを含むキャッシュカードでのお取引となります。

振込取引がさらに便利になりました。

平日夜間や休日での振込ニーズに応えるため、全国の金融機関で即日入金ができるようになりました。

これにより、当組合口座への振込は、24時間365日当日入金となります。

また、当組合口座から他金融機関口座への振込は、ATM営業時間内において即日振込が可能となります。

*振込先の金融機関によっては、当日振込ができない場合があります。その場合は翌営業日予約扱いとなりますので、当日振込の可否については、ATMの取引画面でご確認ください。

しんくみATMでの相互記帳サービス

通帳記帳サービスに提携する信用組合同士の普通預金通帳等を

ATMで相互記帳できるサービスです。

当組合の通帳を提携信用組合のATMで、また、提携信用組合の通帳を当組合のATMで記帳いただけます。（通帳の繰越はできません。）

*提携信用組合及び記帳可能なATMについては、当組合のATMコーナーまたはホームページの一覧表をご覧ください。

でんさいサービスの取扱い

手形・振込に代わる資金決済サービスとして、ご利用申込みをいただいております。

このサービスには、電子債権記録機関「株式会社全銀電子債権ネットワーク」（でんさいネット）に全国の金融機関が参加し、電子記録債権を記録・流通させる決済インフラでペーパーレスによる多くのメリットがあり、譲渡や割引も可能です。

Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービスの取扱い

口座振替の申込手続きがクレジット会社や保険会社等の収納機関窓口で完了するPay-easy（ペイジー）口座振替サービスを取扱っております。

Pay-easy（ペイジー）マークと当組合の表示のある収納機関窓口で、当組合のキャッシュカードをご提示のうえ、お申込みください。

土日、祝日でもお申込み手続きができ、手数料は無料です。

休眠預金の取扱い

平成30年1月より休眠預金等活用法が施行されています。これにともない10年以上お取引がない預金は休眠預金として社会課題の解決のために活用されることとなり、令和元年度から法に基づく移管の手続きを開始しました。

ホームページにも「休眠預金等活用法に基づく預金保険機構への移管対象となる預金等について」を掲載していますので、お心当たりのある方は、過去の取引が確認できる書類をご用意のうえ、窓口までお問い合わせください。

休眠預金とは	平成21年1月1日以降のお取引から10年以上その後のお取引のない預金等が休眠預金となります。 *障がいのある方のマル優が適用となる預金などは対象外となります。
対象預金と預金保険機構への納付	最終異動日等から9年を経過した預金等があるときには、最終異動日等から10年6ヵ月を経過する日までに公告を行い、公告を行った日を基準として1年を経過する日までに休眠預金として預金保険機構へ納付します。
休眠預金のお引出し	納付日において、当該預金等に係る預金債権は消滅しますが、お取引のあった金融機関を通じて当該預金等にかかる元本および利子に相当する額の支払い請求ができます。

成年年齢引下げへの取り組み

「民法の一部を改正する法律」（令和4年4月1日施行）により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。

この改正により、18歳に達した者は一人で有効な契約をすることが可能となり、また、父母の親権に服さなくなることとなります。

若年者が社会に大きな活力をもたらすことが期待されるなか、当組合の融資においては、個人ローン等の対象年齢を18歳以上とし、ニーズに対応してまいります。一方で、安易な契約や買い物でトラブルに巻き込まれることのないよう、消費者教育や注意喚起を行い、審査態勢の整備を図り、利用者利便と顧客保護の両面に十分に配慮しつつ、若年者が過大な債務を負うことがないよう取り組んでまいります。

【基本的な考え方】

金融の自由化・国際化の進展、金融界のコンピュータリゼーション、金融機関での同質化と新規参入、更には金融技術の発展により金融機関を取り巻くリスクは一段と複雑・多様化しており、経営においてはリスク管理の重要性が飛躍的に高まっております。このような金融環境のもと、当組合では、多様なリスクの正確な把握、適切な管理・運営を通じ、収益力の向上を図ると同時に、適正な業務の遂行を可能にする上で必須要件であるとの認識に立ち、リスク管理体制の整備に積極的に取り組んでまいります。

具体的には、「統合的リスク管理方針」を定め、各種リスクの管理態勢を明確化するとともに、管理するリスクごとに管理担当部署を定め、これら管理担当部署において担当する各リスクについての方針を策定した上で、業務執行に伴い発生する様々なリスクを正しく把握し、かつ金融情勢の変化に対応できるようリスクを適切に管理する体制を構築してまいります。

1. 自己資本

自己資本比率は金融機関の安全性を図る指標の一つであり、国内基準は4%以上と定められております。

自己資本の管理は金融機関として地域のお客様が安心して取引できる健全な体質と業務の適切性を確保する上で重要なものであることを認識した上で、自己資本の維持・充実を図ってまいります。

2. 信用リスク

与信先の業況悪化等に伴い、資産の価値が減少ないし消滅して損失を被るリスクをいい、厳正な自己査定の実施に基づいてリスクを適正に把握し、特定の業種や特定先に対する与信集中の防止等に努めながら当組合の資産の健全性を維持向上することを目的としています。

3. 資産査定

資産査定とは、当組合が保有する資産（貸出金、有価証券等）を個別に検討して回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに従って区分することをいい、資産の不良化によりどの程度危険性にさらされているかを判定するものです。

当組合では、貸出金等自己査定の債務者区分および分類結果等に基づいてリスクを適正に把握し、適切なポートフォリオ管理に努めるとともに、管理手法につき、経済環境の変化、取引先の動向、市場の発進動向等に応じ随時見直しを行い与信判断の正確性を期するとともに貸出金等の資産に関する自己査定の充実に努めております。

4. 市場リスク

金利、有価証券等の価格、為替相場等の様々な市場変動により保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクで、金利変動により損失を被る金利リスク、有価証券等の価格変動により資産価値が減少する価格変動リスク、為替相場の変動により為替差損が発生する為替リスクなどに区分される。

当組合では、「市場リスク管理規程」を制定するとともに、余裕資金運用基準に基づき資金の運用と管理について、金利・為替等のリスク管理を徹底し、安定的な収益を確保すべく常勤役員から構成される常勤会を定期的開催し、ALM運営の重要事項について審議・決定しております。

5. 流動性リスク

必要な資金が調達できない場合や高金利での調達を余儀なくされることにより損失を被る資金繰りリスクと市場の混乱等により取引ができない場合や通常よりも著しく不利な価格での取引により損失を被る市場流動性リスク。

当組合では、「流動性リスク管理規程」に基づき、資金繰り担当部署で運用・調達の状況を常時把握し、適切かつ安定的な資金繰り体制を目指しております。また、緊急対応マニュアルを制定し不測の事態への対応も定め、具体的な対応手順や流動性確保を準備して流動性リスクには万全を期しております。

6. オペレーショナルリスク

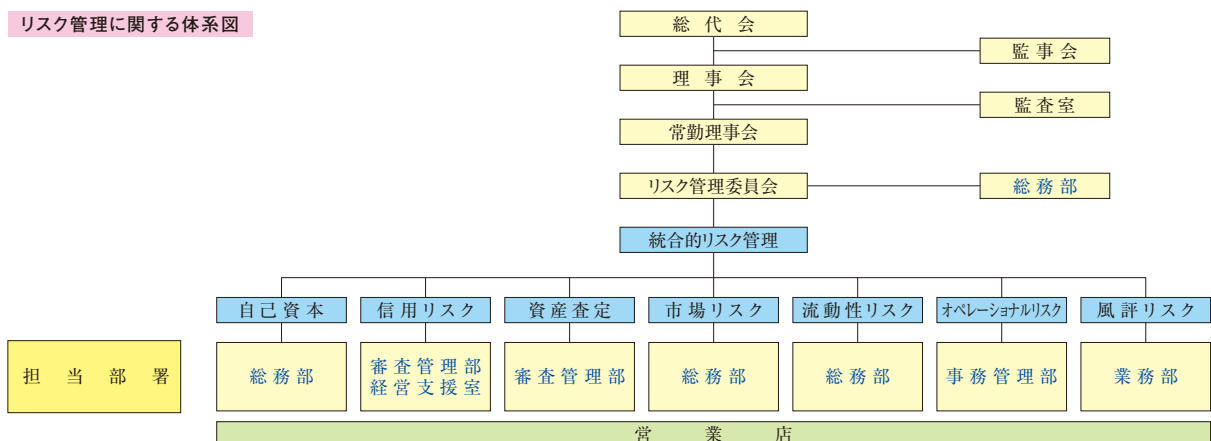
オペレーショナルリスクとは、当組合が業務を継続していく上で常に伴うリスクであり、当組合では以下のリスクを管理の対象としています。

- (1)事務リスク・・・役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起すことにより被るリスク。
- (2)システムリスク・・・コンピュータシステムの障害、破壊、不正利用等により被るリスク。
- (3)その他のリスク・・・①法務リスク：お客様に対する過失による義務違反等により生じる損害賠償等のリスク。
 ②人的リスク：人事運営上の不公平、差別的行為等により生じる損失等のリスク。
 ③有形資産リスク：災害その他により生じる店舗等の毀損・損害等により被るリスク。

7. 風評リスク

風評リスクとは、当組合の資産の健全性や収益力、自己資本等のリスク耐久力、規模、成長性、利便性及び個人情報の漏洩に伴う信用の失墜等により、お客様から見て当組合への安心度、親密度が損なわれることにより生じた風評や、役職員自らの行為や第三者の行為により生じた風評の流布等によって損失を被るリスクをいいます。

リスク管理に関する体系図



○コンプライアンス基本方針

1. 当組合は、金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、健全な業務運営を通じて、お客様及び社会からの信頼・信用を確保する。
2. 当組合は、法令、諸規則、諸規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）を通じて、社会的規範を逸脱することなく、誠実かつ公正に業務を遂行して、コンプライアンスの実践を図る。
3. 当組合は、当組合の事業等の情報を適時かつ適切に開示して、広く社会とのコミュニケーションを図る。
4. 当組合は、役職員の人格、個性を尊重するとともに、安全かつ快適な環境を確保する。
5. 当組合は、社会の構成員であること及び地域社会の発展や公共の利益に深く関わる業務に携わっていることを認識し、「良き企業市民」として、自主的かつ積極的に社会貢献活動及び環境問題に取り組む。
6. 当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。

○行動綱領

1. 信用組合の持つ公共的使命の重みを常に自覚し、健全な業務運営の遂行を通して揺るぎない信頼の確立を図る。
2. 地域経済活動を支える金融機関としての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客様のニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客様の利益の適切な保護にも十分配慮したキメ細かい金融サービスの提供を通じて、地域社会・地域経済の発展に貢献する。
3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に悖ることのない、誠実かつ公正な組織運営を行う。
4. 経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、幅広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。
5. 職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。
6. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。
7. 信用組合が地域社会の中においてこそ存続・発展しうる存在であることを自覚し、地域社会と共に歩む「良き市民」として、積極的に社会への貢献活動に取り組む。
8. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し関係遮断を徹底する。

○反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当組合は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当組合は、反社会的勢力に対して資金提供・便宜供与及び裏取引は行いません。
4. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

※定款、預金規定、融資契約書、出資金申込書等に「暴力団排除条項」を追加するとともに、預金口座開設時など各種取引のお申込みの際にお客様が反社会的勢力に該当しないことを表明し、確約していただいております。取り組みの趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

お客様相談室 TEL 0120-400-103 のご案内

当組合では、お客様からのご要望にお応えするため「お客様相談室」を設置しております。信用組合業務に関してお困りのことや当組合へのご意見、ご要望がございましたら、ご遠慮なくお申し付けください。

*お客様相談室では振り込め詐欺による被害のご相談をお受けしております。

*令和4年度に「お客様相談室」に寄せられた相談・苦情等につきましては、以下の状況でした。

- ・口座入出金に関するもの 4件
- ・口座振替に関するもの 2件
- ・得意先活動に関するもの 2件
- ・税金収納に関するもの 1件
- ・返済に関するもの 1件

金融に関するトラブルの早期解決を図る制度として裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）が導入され、指定紛争解決機関との契約締結が義務付けられております。

当組合では、この制度を踏まえて苦情処理措置及び紛争解決措置を設け、金融トラブルへの迅速・公平・適切な対応を図り、信頼の向上に努めております。

○苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合せは、お取引のある営業店またはお客様相談室にお申し出ください。

はばたき信用組合 お客様相談室（総務部）

電話番号：0120－400103

受付時間：午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝日および組合の休業日を除く）

○紛争解決措置

弁護士による紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様はお客様相談室または、新潟県信用組合協会、しんくみ相談所にお申し出ください。また、お客様から下記の各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、下記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客様もご利用いただけます。

新潟県信用組合協会

住 所：〒950-0088 新潟市中央区万代 1-1-28（信用組合会館2階）

電話番号：025－247－7433

受付時間：午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝日および協会の休業日を除く）

しんくみ相談所（一般社団法人全国信用組合中央協会）

住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5（全国信用組合会館内）

電話番号：03－3567－2456

受付時間：午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝日および協会の休業日を除く）

新潟県弁護士会示談あっせんセンター

住 所：〒951-8126 新潟市中央区学校町 1-1-1

電話番号：025－222－5533

受付時間：午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝日および弁護士会の休業日を除く）

弁護士会等

東京弁護士会	紛争解決センター	（電話：03-3581-0031）
第一東京弁護士会	仲裁センター	（電話：03-3595-8588）
第二東京弁護士会	仲裁センター	（電話：03-3581-2249）
生命保険相談所（一般社団法人生命保険協会）		（電話：03-3286-2648）
そんぼADRセンター（一般社団法人日本損害保険協会）		（電話：0570-022808）

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

- ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

* 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。
具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

なお、苦情対応等の手続きについては、当組合のホームページをご覧ください。

<https://www.habataki-shinkumi.jp/>

○預金保険制度

万一、金融機関が破綻した際には、預金保険によって1金融機関ごとに1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。

また、これとは別に、無利息などの一定条件を満たす「決済用預金」は全額が保護され、当組合では対応商品として「無利息型普通預金」を取り扱っております。

【預金保険制度による保護の範囲】

当座預金 普通預金 別段預金	定期預金・定期積金 納税準備預金 通知預金	外貨預金・譲渡性預金等 (当組合は取り扱っておりません)
利息のつかない等の3要件を満たす預金は全額保護(注1)	合算して元本1,000万円までとその利息等を保護(注2)	保護対象外 (破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます)

(注1)「無利息、要求払い、決済サービスを提供できる」という3要件を満たす預金です。
(注2)「元本1,000万円までとその利息等を超える部分」については、破綻金融機関の財産状況に応じて支払われますので、一部カットされることがあります。なお、定期積金の給付補填備金なども、利息と同様に保護されます。

【無利息型普通預金の商品概要】

ご利用いただける方	個人・法人及び地方公共団体等
お利息	無利息
お預け入れ金額	1円以上1円単位
払い戻し方法	随時
付帯サービス	口座振替・給与・年金のお受け取りなど決済サービス、総合口座のご利用など
その他	新規口座開設の他、従来からのご利用の普通預金を「無利息型普通預金」に変更することが出来ます。この場合、口座番号が変わらないため、口座振替の変更手続きは不要です。また、従来からのご利用のキャッシュカードはそのままだご利用いただけます。

○個人情報等の保護について

【個人情報保護宣言】

当組合では、個人情報保護および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等（以下「法令等」といいます。）を遵守して以下の考え方にに基づきお客様の個人情報等を厳格に管理し、適正に取り扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言につきましては、その内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに掲載、または、各店舗の窓口等に掲示し、もしくは備え付けることにより、公表します。

1. 個人情報等の利用目的

当組合は、法令等に基づき、お客様の個人情報等を、別紙の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外の目的では、法等で認められる場合のほか、利用いたしません。

また、個人番号については、法令等で認められている利用目的以外では利用いたしません。

なお、個人情報等の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2. 個人情報等の適正な取得について

当組合では、上記1.で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客様の個人情報等を取扱いたします。

なお、法第2条第3項に定める要配慮個人情報を含む「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に定める機微情報は、法令等で認められている場合以外には、取得いたしません。

- (1) 預金口座のご新規申込の際にお客様にご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報
- (2) 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報
- (3) 商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報

3. 個人データの第三者提供

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で当組合が別紙に表示する第三者へ個人データを提供しております。これ以外には、法令等で認められている場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、法令等で認められていない限り、お客様の同意があっても、これを第三者に提供いたしません。

4. 個人データの委託

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データおよび個人番号に関する取扱いを外部に委託することがあります。

その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

- (1) お客様にお送りするための書面の印刷または発送に関わる業務を外部に委託する場合
- (2) 情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

5. 個人データの共同利用

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で個人データを当組合が別紙に表示する特定の者と共同利用しております。

但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、共同利用をいたしません。

6. 個人情報等の安全管理措置に関する方針

当組合では、取り扱う個人情報等の漏えい・滅失等の防止その他の個人情報等の安全管理のため、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人情報等の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

7. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1) 開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2) 訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等（訂正・追加・削除）のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3) 利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等（利用停止・消去）のご依頼があった場合（法令等に基づく正当な理由による。）には、原則として利用停止等いたします。

(4) ダイレクトメール等の中止

当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客様よりお申し出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

なお、(1)、(2)、(3)のご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者（代理人を含む）の本人確認をさせていただきます。

ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は、当組合本支店窓口までお申出ください。

8. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取り組んで参ります。個人情報等の取扱い等に関するご質問等については、以下の窓口にお申出ください。

【お問い合わせ先】

はばたき信用組合 「お客様相談室」 電話番号：0120-400-103（休業日を除く月曜日～金曜日 9：00～17：00）
ファックス：025-382-7079

【個人情報等保護に係る業務内容ならびに利用目的】

【業務内容】

- 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- 保険販売業務、証券仲介業務等、法律により信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- その他信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

【利用目的（個人番号を含む場合を除く）】

- 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- 与信事業に際して個人情報加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究・開発のため
- ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- 組員資格の確認および管理のため
- お客様の安全および財産を守るため、または防犯上の必要から、防犯カメラの映像を利用すること
- その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

【個人番号の利用目的】

- (1) お客様（当組合の個人の顧客および組員をいう。以下同じ）に係る事務
 - ①出資配当金の支払に関する法定調書作成・提供事務
 - ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
 - ③金融商品取引に関する法定調書作成・提供事務
 - ④国外送金等取引に関する法定調書作成・提供事務
 - ⑤非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
 - ⑥教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務
 - ⑦預金保険法に基づく名寄せ・税務調査（犯則調査および滞納処分のための調査を含む。）・社会保障における資力調査等に関する事務
 - ⑧預貯金口座付番に関する事務
- (2) お客様および役員等以外の個人に係る事務
 - ①報酬・料金等の支払調書作成事務
 - ②不動産の使用料等の支払調書作成事務
 - ③不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務

【機微情報に関わる利用目的】

機微情報〔要配慮個人情報（本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして「個人情報の保護に関する法律施行令」で定める記述等が含まれる個人情報）ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活（これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。）に関する情報〕は、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に掲げる場合を除き、取得、利用または第三者提供をいたしません。

また、機微情報は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」に基づき利用目的が制限されておりますので、同規則が定める利用目的以外で利用いたしません。

【個人信用情報に関わる利用目的】

個人信用情報機関から提供を受けた個人信用情報は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則等に基づき限定されている目的以外では利用いたしません。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与を防止するため、犯罪収益移転防止法（犯罪による収益の移転防止に関する法律）に基づき、本人確認を行うほか取引を行う目的や職業・事業内容などについてもあわせて確認（取引時確認）を行っています。

これらの確認は、新規のお客様に限らず、既取引先の方も対象ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

■取引時確認（お客様への確認）が必要な主な取引

- ①口座開設、貸金庫、保護預かりの取引開始
- ② 10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り
- ③ 200万円を超える現金、持参人払式小切手の受払い
- ④融資取引 など

※これらの取引以外にも、お客様に確認させていただく場合があります。

■確認させていただく事項

個人の場合

確認事項	主な確認書類
氏名・住所・生年月日	運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、健康保険証、国民年金手帳、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書 など ※ご本人以外の方が来店された場合は、ご本人とご来店された方について確認書類で確認させていただくほか、住民票等によりご本人との関係（ご本人のために取引を行っていること）を確認させていただきます。
職業・取引を行う目的	窓口等でおお客様の申告により確認させていただきます。

法人の場合

確認事項	主な確認書類
名称・本店または主たる事務所の所在地	登記事項証明書、印鑑登録証明書（名称、本店または主たる事務所の所在地の記載のあるもの）など
来店された方の氏名・住所・生年月日等	運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、健康保険証、国民年金手帳、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書 など ※上記確認書類のほか、法人のお客様のために取引を行っていることを確認させていただきます。
事業の内容	定款、登記事項証明書など
取引を行う目的	窓口等でおお客様の申告により確認させていただきます。
実質的支配者の確認	窓口等で法人のお客様の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある個人の方（実質的支配者）の氏名、住所、生年月日などを申告により確認させていただきます。

※有効期限のある書類は、提示または送付を受ける日において有効である必要があります。

有効期限のない書類は、提示または送付を受ける日の前6か月以内に作成されたものに限りま。

■ハイリスク取引

なりすましが疑われる取引など、マネー・ローンダリングのリスクが高い一定の取引は、ハイリスク取引に区分され、確認方法が異なります。

また、当該取引が200万円を超える財産の移転をとまなう場合には「資産および収入の状況」についても確認させていただきます。

○マイナンバーの取扱い

平成28年1月から運用が始まったマイナンバー制度は、平成30年1月から届出対象が広がり、新規・既存を問わず預金等のみの場合でも個人番号や法人番号の届出を依頼しております。届出が任意のお取引もありますが、ご協力をお願いいたします。

マイナンバーは、重要な個人情報であることから、十分な安全管理措置を設けて取り扱いをしております。

□個人の方で必要となる主な取引

- マル優、マル特で取り扱う非課税預金
- 個人向け国債のお取引 など

1. 総代会の役割

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。

組合員は、出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて当組合の経営に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員数が多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款に定めるところにより、「総代会」を設置しております。

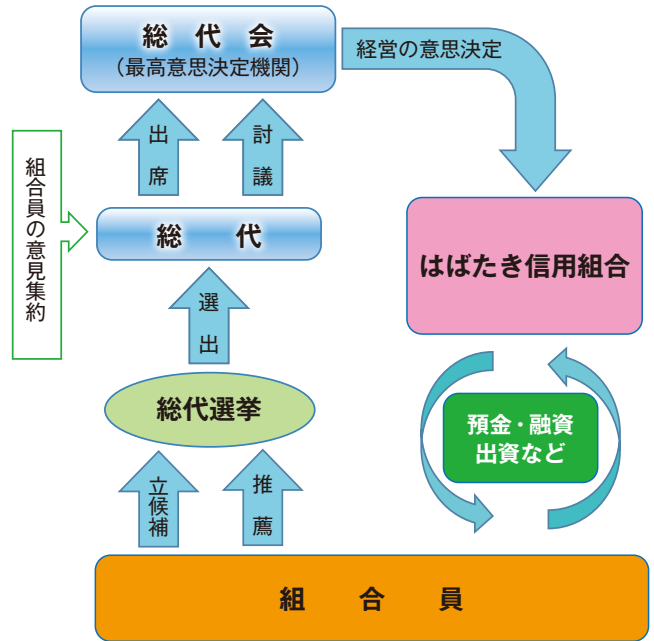
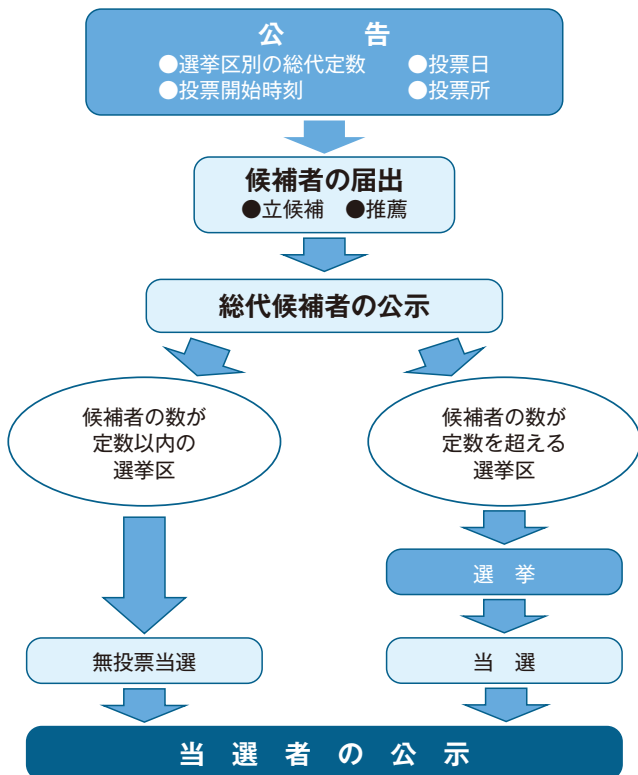
総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しております。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任等、当組合の重要事項に関する審議・決議が行われます。

当組合では、総代会に限定することなく、組合員（利用者）アンケート調査の実施や日常の営業活動並びに各店舗における「友の会」行事を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、様々な経営改善に取り組んでおります。

2. 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し、適切に行われるよう組合員の幅広い層の中から定款及び総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出され、任期は3年となっています。

総代の定数は「100人以上140人以内」と定款で定めております。



3. 第70期（第71回）通常総代会の決議事項

令和5年6月23日に開催された第71回通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

* 報告事項 令和4年度事業報告並びに収支決算報告

* 決議事項

- 第1号議案 令和4年度剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 令和5年度事業計画並びに収支予算案承認の件
- 第3号議案 令和5年度役員報酬総額決定の件
- 第4号議案 令和5年度借入金最高限度額決定の件
- 第5号議案 組合員法定脱退の件
- 第6号議案 理事の選任及び監事の任期満了に伴う改選の件
- 第7号議案 退任役員に対する慰労金贈呈の件
- 第8号議案 三條信用組合及び新潟鉄道信用組合との合併承認の件
- 第9号議案 定款一部変更の件
- 第10号議案 総代選挙規約改正の件



4. 選挙区別総代氏名

(令和5年6月末現在・順不同・敬称略)

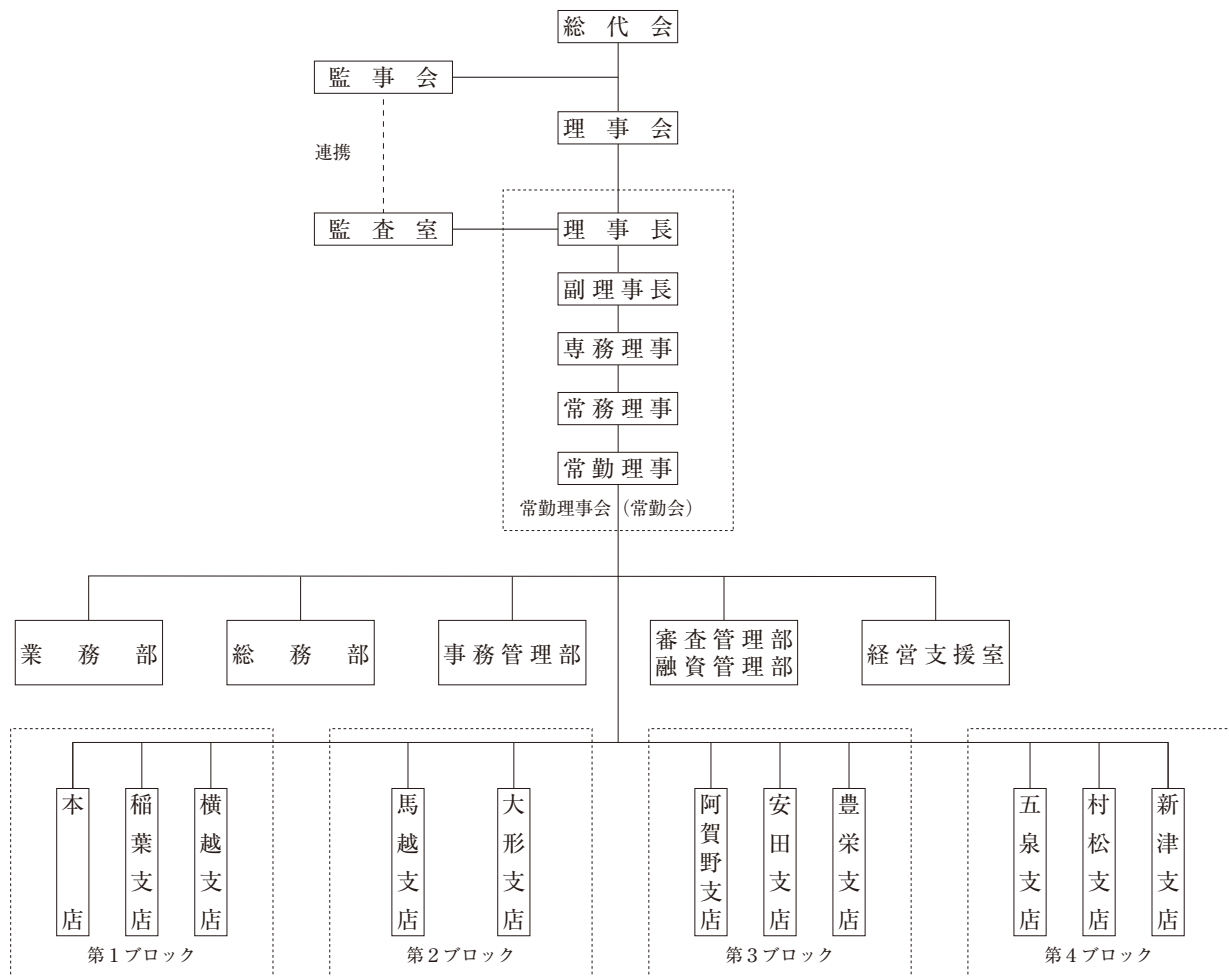
選挙区	地区名	総代定数 (総代数)	総代氏名
1	・新潟市江南区旧亀田町のうち 稲葉地区及び袋津地区を除く地区 ・新潟市江南区両川地区	16～21名 (17名)	亀山 暁治⑦、久代 勝英④、久保 繁行④、倉嶋 則昭⑦、古泉 幸一③、 佐藤 藤一⑦、新保 房機◎、立川 義浩⑤、成田 澄夫④、野口 正晴③、 見田 修一⑦、 医療法人愛仁会、クシヤ株式会社、株式会社サイタメ、大東産業株式会社、 有限会社花ムラ、株式会社三隆工芸
2	・新潟市江南区旧亀田町のうち 稲葉地区及び袋津地区 ・新潟市江南区北山地区	8～12名 (10名)	風間 修一⑤、小泉 嘉忍④、齋藤 正利⑨、椎谷 浩④、鈴木 俊弘④、 立川 博史⑧、田中 三郎④、谷澤 四郎④、和田 良夫◎、 有限会社新し屋酒店
3	・新潟市江南区旧横越町地区	7～10名 (10名)	風間 藤一郎⑤、小林 稔③、高橋 慶三④、廣瀬 幸雄◎、渡辺 正春⑤、 株式会社阿部組、有限会社石井鉄骨工業、株式会社ティエヌビー工機、 有限会社丸庄建材、有限会社横山寝具店
4	・新潟市中央区 ・新潟市東区紫竹地区 ・新潟市西区	10～14名 (13名)	荒井 健衛⑦、神林 政弘⑥、黒井 勝⑤、清野 益雄⑦、高橋 文雄③、 田中 勝昭⑨、西山 宏◎、平石 賢一③、松尾 準◎、 有限会社岡田、株式会社信越測量設計、新潟維持サービス株式会社、 株式会社丸北
5	・新潟市江南区大江山地区 ・新潟市東区(紫竹地区を除く) ・新潟市北区(旧豊栄市を除く)	9～13名 (12名)	国兼 尋一④、斎藤 武人④、白川 幹雄⑥、田中 敏夫④、平田 孝一④、 増井 哲也⑥、山崎 明博④、 国原建設株式会社、株式会社サカイ総合自動車、株式会社当野不動産、 司法書士法人東にいがた合同事務所、有限会社星山技研
6	・阿賀野市のうち旧水原町、 旧京ヶ瀬村及び旧笹神村 ・新発田市のうち旧豊浦町	13～18名 (17名)	石黒 光夫⑤、大淵 克也②、梶山 貞芳⑤、片山 泉⑤、加藤 隆夫②、 川上 博治③、小林 章男⑤、佐藤 茂之⑤、渋谷 秀富⑤、高橋 秀明⑤、 武田 真⑤、田中 良子⑤、羽田 庄一⑤、丸山 正孝③、山田 文雄⑤、 涌井 久美子⑤、渡辺 正人⑤
7	・阿賀野市のうち旧安田町	7～10名 (10名)	喜多 美俊⑤、斉藤 利清⑤、坂詰 敏彦⑤、遠山 清⑤、羽田 一樹②、 波多野 一雄⑤、波多野 裕一⑤、帆苺 信雄⑤、圓山 富英⑤、渡辺 政昭⑤
8	・新潟市北区のうち松浜地区を除く ・北蒲原郡聖籠町地区	4～6名 (6名)	五十嵐 康信⑤、高橋 隆⑤、外山 勝⑤、原 安治⑤、山田 一二史③、 横山 山人⑤
9	・五泉市のうち旧五泉市	15～20名 (18名)	板井 久則⑤、岩城 良雄③、岩野 弘③、岩村 俊明⑤、風間 秀治④、 川口 幸平⑤、木村 千代美②、佐原 忠⑤、田中 陽一⑤、松本 隆尋⑤、 間船 努二郎⑤、向 均⑤、目黒 忠一③、物江 正人⑤、渡辺 隆夫⑤、 株式会社佐久間石油、株式会社高野浄化槽管理サービス、外山商事株式会社
10	・五泉市のうち旧村松町	6～9名 (8名)	阿部 律雄⑤、伊藤 長義⑤、茂野 知行⑤、寺尾 一元⑤、羽田 久⑤、 樋口 元剛③、 株式会社市川染工場、有限会社新瀧
11	・新潟市秋葉区	5～7名 (6名)	石井 晴雄⑤、大倉 五十男④、川崎 勝行②、小林 雅⑦、長谷川 長栄④、 株式会社徳永設備設計事務所
計		100～140名 (127名)	

(注) 氏名の後に新栄信用組合もしくはさくらの街信用組合から通算した就任回数を記載しております。
なお、就任回数が10回以上となる場合は、◎で表示しております。

5. 総代の属性別構成比

職業別	個人事業主 15.0%、法人役員 63.8%、法人 21.2%
年代別	50歳未満 3.9%、50歳台 12.6%、60歳台 28.4%、70歳台45.7%、80歳以上 9.4%
業種別	製造業13.4%、建設業 33.9%、卸小売業 29.1%、不動産業 5.5%、サービス業 14.2%、その他 3.9%

※年代別で、法人については代表者の年齢で区分しております。



役員一覧 (理事および監事の氏名・役職名)

令和5年6月末現在

理事長	宇野勝雄	副理事長	赤塚義廣	専務理事	大崎新一
常務理事	佐藤貴志	常勤理事	高橋保文	理事	五十嵐豊
理事	小田正雄	理事	野崎和久	理事	山下善則
常勤監事	石塚成己	監事	小木一晴	員外監事	村山惣一

(注) 当組合は、職員出身者以外の理事5名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

会計監査人

高志監査法人

職員数

(単位:人)

	令和3年度	令和4年度
男子	64	60
女子	47	41
合計	111	101

組合員数

(単位:人)

	令和3年度	令和4年度
個人	32,149	31,662
法人	2,111	2,113
合計	34,260	33,775

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に引当金を計上し、退任後に総代会で承認を得たうえで支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰勞金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額（単位：百万円）

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	38

注1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名（退任役員を含む）です。

注2. 上記の金額は、「基本報酬」のみとなっております。「賞与」の支払はありません。

また、「退職慰勞金」については過年度に繰り入れた引当金を超える退職慰勞金の支払及び退職慰勞引当金の繰り入れはありません。

注3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員及び職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「賃金規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げること動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクを引起こす報酬体系はありません。



資料編

経理・経営内容	34
資金調達	34
資金運用	35
その他業務	35
財産の状況	37
自己資本の状況について	38
預金・融資のご案内	43
主要な事業の内容	44
各種手数料一覧	45
店舗一覧表	46
はばたき信用組合のあゆみ（沿革）	47

経理・経営内容

業務粗利益及び業務純益等 (単位：千円、%)			
項目	令和3年度	令和4年度	
資金運用収益	1,283,386	1,303,034	
資金調達費用	14,052	12,722	
資金運用収支	1,269,333	1,290,312	
役員取引等収益	72,046	80,759	
役員取引等費用	147,435	135,921	
役員取引等収支	△ 75,389	△ 55,161	
その他業務収益	17,118	20,647	
その他業務費用	2,920	248	
その他業務収支	14,197	20,399	
業務粗利益	1,208,141	1,255,550	
業務粗利益率	1.00 %	1.07 %	
業務純益	154,603	190,263	
実質業務純益	185,556	190,263	
コア業務純益	185,556	190,263	
コア業務純益(投資信託解約益を除く)	185,556	190,263	

1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(令和3年度、令和4年度費用はともにありません)を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

3. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

4. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

5. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

役員取引等の状況 (単位：千円)			
科目	令和3年度	令和4年度	
役員取引等収益	72,046	80,759	
受入為替手数料	26,046	23,064	
その他の受入手数料	45,958	57,650	
その他の役員取引等収益	40	45	
役員取引等費用	147,435	135,921	
支払為替手数料	14,320	11,920	
その他の支払手数料	3,161	2,961	
その他の役員取引等費用	129,954	121,039	

その他業務収益の内訳 (単位：千円)			
項目	令和3年度	令和4年度	
外国為替売買益	-	-	
商品有価証券売買益	-	-	
国債等債券売却益	-	-	
国債等債券償還益	-	-	
その他の業務収益	17,118	20,647	
その他業務収益合計	17,118	20,647	

経費の内訳 (単位：千円)			
項目	令和3年度	令和4年度	
人件費	614,585	614,145	
報酬給料手当	488,964	489,789	
退職給付費用	45,306	44,861	
その他	80,314	79,494	
物件費	382,351	418,783	
事務費	183,739	193,898	
固定資産費	94,846	97,393	
事業費	22,294	21,976	
人事厚生費	6,424	10,394	
預金保険料	33,078	16,474	
減価償却費	41,968	78,646	
税金	37,136	45,472	
経費合計	1,034,073	1,078,400	

資金調達

預金種目別平均残高 (単位：百万円、%)				
科目	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	47,375	41.4	48,025	42.7
定期性預金	66,973	58.6	64,494	57.3
譲渡性預金	-	-	-	-
その他の預金	-	-	-	-
合計	114,349	100.0	112,519	100.0

定期預金種類別残高 (単位：百万円、%)				
科目	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利定期預金	60,939	100.0	58,216	100.0
変動金利定期預金	5	0.0	5	0.0
その他の定期預金	-	-	-	-
合計	60,944	100.0	58,221	100.0

総資産利益率 (単位：%)			
区分	令和3年度	令和4年度	
総資産経常利益率	0.16	0.23	
総資産当期純利益率	0.15	0.22	

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等 (単位：%)			
区分	令和3年度	令和4年度	
資金運用利回(a)	1.06	1.11	
資金調達原価率(b)	0.89	0.94	
資金利鞘(a-b)	0.17	0.17	

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等					
科目	年度	平均残高	利息	利回り	
資金運用勘	3年度	119,959	1,283,386	1.06%	
	4年度	117,192	1,303,034	1.11	
うち貸出金	3年度	62,249	1,153,896	1.85	
	4年度	62,024	1,166,788	1.88	
うち預け金	3年度	51,984	63,448	0.12	
	4年度	48,654	59,207	0.12	
うち金融機関貸付等	3年度	-	-	-	
	4年度	-	-	-	
うち有価証券	3年度	5,313	40,753	0.76	
	4年度	6,101	43,993	0.72	
資金調達勘	3年度	116,340	14,052	0.01	
	4年度	114,024	12,722	0.01	
うち預金積金	3年度	114,349	15,654	0.01	
	4年度	112,519	13,162	0.01	
うち譲渡性預金	3年度	-	-	-	
	4年度	-	-	-	
うち借入金	3年度	1,991	△ 1,601	△ 0.08	
	4年度	1,504	△ 440	△ 0.02	

役員1人当りの預金および貸出金残高 (単位：百万円)			
区分	令和3年度	令和4年度	
役員1人当りの預金残高	940	1,014	
役員1人当りの貸出金残高	536	622	

(注) 計算の基礎となる職員数は期末常勤役員数であります。

1店舗当りの預金および貸出金残高 (単位：百万円)			
区分	令和3年度	令和4年度	
1店舗当りの預金残高	10,005	9,775	
1店舗当りの貸出金残高	5,707	5,994	

預貸率および預証率 (単位：%)			
区分	分	令和3年度	令和4年度
		預貸率	(期末) 57.04
	(期中平均)	54.43	55.12
預証率	(期末)	5.26	6.18
	(期中平均)	4.64	5.42

受取利息および支払利息の増減 (単位：千円)			
項目	令和3年度	令和4年度	
受取利息の増減	△ 10,986	19,648	
支払利息の増減	△ 9,491	△ 1,330	

預金者別預金残高 (単位：百万円、%)					
区分	令和3年度		令和4年度		
	金額	構成比	金額	構成比	
個人	93,526	85.0	91,708	85.3	
	16,532	15.0	15,827	14.7	
法人	15,318	13.9	14,644	13.6	
	32	0.1	16	0.0	
金融機関	1,182	1.0	1,166	1.1	
	110,059	100.0	107,535	100.0	

財形貯蓄残高 (単位：百万円)			
区分	令和3年度	令和4年度	
財形貯蓄残高	5	2	

資金運用

科目	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	367	0.6	455	0.7
手形貸付	2,728	4.4	2,656	4.3
証書貸付	56,535	90.8	56,252	90.7
当座貸越	2,618	4.2	2,660	4.3
合計	62,249	100.0	62,024	100.0

業種別	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	3,567	5.7	3,519	5.3
農業・林業	229	0.4	150	0.2
漁業	-	-	-	-
鉱業・採石業・砂利採取業	224	0.4	220	0.3
建設業	8,185	13.0	8,195	12.4
電気・ガス・熱供給・水道業	126	0.2	102	0.2
情報通信業	9	0.0	7	0.0
運輸業・郵便業	852	1.4	890	1.4
卸売業・小売業	3,057	4.9	2,883	4.4
金融業・保険業	505	0.8	2,004	3.0
不動産業	13,321	21.2	14,562	22.1
物品賃貸業	-	-	-	-
学術研究・専門技術サービス業	192	0.3	239	0.4
宿泊業	389	0.6	359	0.5
飲食業	1,014	1.6	972	1.5
生活関連サービス業・娯楽業	657	1.1	436	0.7
教育・学習支援業	272	0.4	257	0.4
医療・福祉	264	0.4	247	0.4
その他のサービス	2,974	4.7	2,755	4.2
その他の産業	342	0.5	392	0.6
小計	36,186	57.6	38,196	58.0
地方公共団体	5,520	8.8	7,409	11.2
雇用・能力開発機構等	-	-	-	-
個人(住宅・消費資金等)	21,071	33.6	20,328	30.8
合計	62,778	100.0	65,934	100.0

項目	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利	37,375	59.5	41,452	62.9
変動金利	25,403	40.5	24,481	37.1
合計	62,778	100.00	65,934	100.00

項目	令和3年度	令和4年度
貸出金償却額	-	0

項目	令和3年度		令和4年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	216	30	166	△ 49
個別貸倒引当金	537	48	492	△ 45
貸倒引当金合計	754	79	658	△ 95

(注) 当組合は、特定海外債権を保有していませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っていません。

その他業務

区分	令和3年度	令和4年度
全国信用協同組合連合会	-	-
日本政策金融公庫(旧中小公庫)	-	-
日本政策金融公庫(旧国民公庫)	4	2
住宅金融支援機構	435	402
福祉医療機構	0	0
合計	440	405

区分	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	24,550	39.1	24,363	37.0
設備資金	38,228	60.9	41,570	63.0
合計	62,778	100.0	65,934	100.0

区分	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	3,521	22.2	3,318	22.1
住宅ローン	12,367	77.8	11,712	77.9
合計	15,888	100.0	15,030	100.0

区分	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	1,487	2.4	1,312	2.0
有価証券	3	0.0	3	0.0
動産	-	-	-	-
不動産	29,702	47.3	30,407	46.1
その他	0	0.0	-	-
小計	31,193	49.7	31,723	48.1
信用保証協会・信用保険	12,275	19.5	11,866	18.0
保証証	13,241	21.1	12,165	18.5
信用	6,067	9.7	10,179	15.4
合計	62,778	100.0	65,934	100.0

区分	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	8	89.7	10	95.3
有価証券	-	-	-	-
動産	-	-	-	-
不動産	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
小計	8	89.7	10	95.3
信用保証協会・信用保険	0	10.3	0	4.7
保証証	-	-	-	-
信用	-	-	-	-
合計	8	100.0	10	100.0

区分	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	-	-	-	-
地方債	132	2.5	187	3.1
短期社債	-	-	-	-
社債	2,590	48.7	3,549	58.2
株式	86	1.6	88	1.4
外国証券	2,197	41.4	1,963	32.2
投資信託	306	5.8	311	5.1
合計	5,313	100.0	6,101	100.0

項目	令和3年度	令和4年度
個人向け国債	3	3

区分	令和3年度		令和4年度		
	件数	金額	件数	金額	
送金・振込	他の金融機関向け	30,564	27,757	32,438	37,264
	他の金融機関から	81,626	31,096	97,888	32,913
代金取立	他の金融機関向け	34	20	19	15
	他の金融機関から	76	48	20	20

1. 有価証券関係

- (1) 売買目的有価証券 「該当ありません」
- (2) 満期保有目的の債券 「該当ありません」
- (3) 子会社・子法人等株式および関連法人等株式 「該当ありません」
- (4) その他有価証券

項目	令和3年度			令和4年度			
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額	
地方債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	132,455	129,987	2,467	228,212	224,990	3,222
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	-	-	-	194,710	199,952	△ 5,242
	計	132,455	129,987	2,467	422,922	424,942	△ 2,019
社債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	1,202,650	1,200,000	2,650	1,001,110	1,000,000	1,110
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	1,790,904	1,800,000	△ 9,095	2,876,706	2,900,000	△ 23,294
	計	2,993,554	3,000,000	△ 6,445	3,877,816	3,900,000	△ 22,184
株式	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	1,503	1,417	85	31,689	6,417	25,271
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	5,962	8,487	△ 2,524	6,592	8,487	△ 1,894
	計	7,465	9,905	△ 2,439	38,282	14,905	23,377
投資信託	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	352,521	270,765	81,756	270,805	234,509	36,296
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	33,300	36,225	△ 2,924	72,775	81,849	△ 9,073
	計	385,822	306,990	78,832	343,581	316,358	27,223
外国証券	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	1,005,135	1,001,155	3,979	100,114	100,000	114
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	1,192,636	1,200,111	△ 7,475	1,790,719	1,800,952	△ 10,233
	計	2,197,771	2,201,267	△ 3,496	1,890,833	1,900,952	△ 10,119
合計	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	2,694,264	2,603,326	90,938	1,631,931	1,565,916	66,015
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	3,022,803	3,044,824	△ 22,021	4,941,503	4,991,241	△ 49,737
	計	5,717,068	5,648,150	68,917	6,573,435	6,557,157	16,277

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

- (5) 当期中に売却した満期保有目的の債券は、ありません。
- (6) 当期中に売却したその他有価証券

種類	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで			令和4年4月1日から令和5年3月31日まで		
	売却額	売却益	売却損	売却額	売却益	売却損
その他有価証券	33,916	3	-	-	-	-

- (7) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

内容	令和3年度	令和4年度
その他有価証券 非上場株式(店頭売買株式を除く)	79,009	74,009

- (8) 保有目的を変更した有価証券は、ありません。
- (9) 有価証券の種類別の残存期間別の残高

種類	期間の定めのないもの		1年以内		1年超5年以内		5年超10年以内		10年超	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
地方債	-	-	-	-	-	25,632	31,305	301,000	101,150	96,290
社債	-	-	200,080	699,690	1,800,049	2,095,680	993,425	982,205	-	100,240
株式	86,475	112,291	-	-	-	-	-	-	-	-
外国証券	-	-	300,066	798,936	1,800,415	996,357	97,290	95,540	-	-
投資信託	385,822	343,581	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	472,297	455,873	500,146	1,498,626	3,600,464	3,117,669	1,122,020	1,378,745	101,150	196,530

2. 金銭の信託関係 「該当ありません」

財務の状況

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

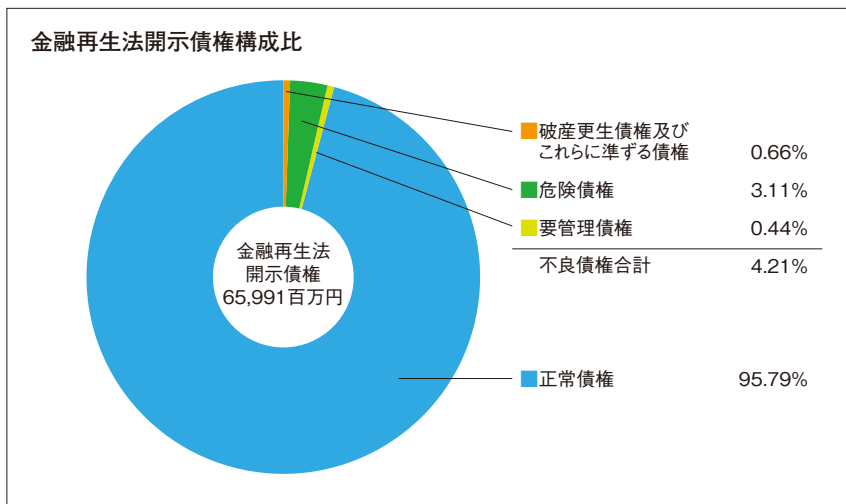
(単位：千円、%)

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当金 引当率 (C)/(A-B)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年度	501,687	374,044	127,642	501,687	100.00	100.000	
	令和4年度	436,386	319,002	117,384	436,386	100.00	100.000	
危険債権	令和3年度	1,995,144	1,503,755	409,952	1,913,707	95.91	83.428	
	令和4年度	2,056,516	1,604,073	374,645	1,978,718	96.21	82.805	
要管理債権	令和3年度	307,459	188,048	44,363	232,411	75.59	37.152	
	令和4年度	289,276	181,634	41,218	222,853	77.03	38.293	
	三月以上延滞債権	令和3年度	3,405	2,082	491	2,574	75.59	37.152
		令和4年度	-	-	-	-	-	-
	貸出条件緩和債権	令和3年度	304,053	185,965	43,871	229,837	75.59	37.152
		令和4年度	289,276	181,634	41,218	222,853	77.03	38.293
不良債権計	令和3年度	2,804,291	2,065,847	581,958	2,647,806	94.41	78.809	
	令和4年度	2,782,179	2,104,711	533,248	2,637,959	94.81	78.712	
正常債権	令和3年度	60,031,669						
	令和4年度	63,209,292						
合 計	令和3年度	62,835,961						
	令和4年度	65,991,472						

*金融再生法に基づく開示債権は、貸出金のほか未収利息、仮払金、債務保証見返の合計（ただし、要管理債権は貸出金のみが対象）です。

不良債権比率 (不良債権額合計÷債権額合計)	
令和3年度	4.46%
令和4年度	4.21%

- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1.に掲げるものを除く。）です。
 3.「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権（1.及び2.に掲げるものを除く。）です。
 4.「三月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1.及び2.に掲げるものを除く。）です。
 5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1.2.及び4.に掲げるものを除く。）です。
 6.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
 7.「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 8.「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
 9.金額は決算後(償却後)の計数です。



自己資本の状況について

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	5,006	5,182
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,892	3,872
うち、利益剰余金の額	1,147	1,342
うち、外部流出予定額(△)	32	32
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	216	166
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	216	166
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,222	5,349
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	13	13
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	13	13
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	13	6
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	26	19
自己資本		
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	5,196	5,329
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	42,620	44,023
資産(オン・バランス)項目	42,614	44,016
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		
うち、上記以外に該当するものの額		
オフ・バランス等取引項目	6	7
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,192	2,495
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	44,812	46,518
自己資本比率		
自己資本比率((ハ) / (ニ))	11.59%	11.45%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

自己資本の状況について

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	42,620	1,704	44,023	1,760
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	42,620	1,704	44,023	1,760
(i) ソブリン向け	1,111	44	345	13
(ii) 金融機関向け	9,387	375	7,834	313
(iii) 法人等向け	12,131	485	16,230	649
(iv) 中小企業等・個人向け	10,095	403	9,368	374
(v) 抵当権付住宅ローン	5,830	233	5,334	213
(vi) 不動産取得等事業向け	857	34	717	28
(vii) 三月以上延滞等	577	23	1,199	47
(viii) 出資等	5	0	5	0
出資等のエクスポージャー	5	0	5	0
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
(ix) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	-	-	-	-
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本にかかる調整項目の額に参入されなかった部分に係るエクスポージャー	406	16	406	16
(xi) その他	2,215	88	2,581	103
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③経過措置によりリスク・アセットの額に参入されるものの額	-	-	-	-
④他の金融機関等の対象資本調達手段に係る経過措置によりリスク・アセットの額に参入されなかったものの額	-	-	-	-
⑤CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑥中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク	2,192	87	2,495	98
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	44,812	1,792	46,518	1,860

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことであり、具体的には、有形固定資産、無形固定資産等が含まれます。
5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。
6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。
- <オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} = 8\%$$
7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の状況について

(3) 信用リスクに関する事項 (証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
		3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度
国	内	119,386	119,936	62,913	66,063	3,128	4,304	-	-	675	810
国	外	2,201	1,893	-	-	2,201	1,893	-	-	-	-
地 域 別 合 計		121,588	121,830	62,913	66,063	5,329	6,198	-	-	675	810
製 造 業		4,652	4,789	3,649	3,591	997	1,191	-	-	199	267
農 業 ・ 林 業		326	251	326	251	-	-	-	-	-	26
漁 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業・採石業・砂利採取業		224	220	224	220	-	-	-	-	-	-
建 設 業		9,242	9,250	9,142	9,051	99	199	-	-	84	183
電気・ガス・熱供給・水道業		152	425	52	26	100	399	-	-	-	-
情 報 通 信 業		277	280	76	78	200	199	-	-	1	1
運 輸 業 ・ 郵 便 業		1,029	1,065	929	965	99	100	-	-	48	48
卸 売 業 ・ 小 売 業		4,665	4,363	4,459	4,258	200	99	-	-	59	39
金 融 業 ・ 保 険 業		53,462	50,414	545	2,042	2,301	2,488	-	-	-	-
不 動 産 業		14,040	15,328	13,554	14,884	100	100	-	-	116	76
各 種 サ ー ビ ス 業		6,513	5,888	5,413	4,891	1,097	995	-	-	40	45
国・地方公共団体等		5,660	7,838	5,527	7,415	132	423	-	-	-	-
個 人		18,585	17,917	18,585	17,917	-	-	-	-	124	122
そ の 他		2,753	3,795	425	470	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計		121,588	121,830	62,913	66,063	5,329	6,198	-	-	675	810
1 年 以 下		55,046	53,826	4,412	6,951	501	1,500	-	-	-	-
1 年 超 3 年 以 下		8,527	6,987	5,924	4,990	2,603	1,996	-	-	-	-
3 年 超 5 年 以 下		5,872	8,794	4,870	7,669	1,001	1,124	-	-	-	-
5 年 超 7 年 以 下		4,620	4,030	3,695	3,244	925	786	-	-	-	-
7 年 超 1 0 年 以 下		11,050	11,839	10,852	11,245	197	593	-	-	-	-
1 0 年 超		29,905	31,029	29,804	30,832	101	196	-	-	-	-
期 間 の 定 め の な い も の		6,564	5,323	3,352	1,130	-	-	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計		121,588	121,830	62,913	66,063	5,329	6,198	-	-	675	810

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです
 3. 「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、有形固定資産等が含まれます。
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(35ページ参照)

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金 期末残高			貸出金償却	
	3年度	4年度	増減	3年度	4年度
製 造 業	70	73	2	-	0
農 業 ・ 林 業	14	14	0	-	-
漁 業	-	-	-	-	-
鉱業・採石業・砂利採取業	-	-	-	-	-
建 設 業	99	72	△ 26	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-
運 輸 業 ・ 郵 便 業	48	48	△ 0	-	-
卸 売 業 ・ 小 売 業	44	31	△ 13	-	0
金 融 業 ・ 保 険 業	-	-	-	-	-
不 動 産 業	8	18	10	-	-
各 種 サ ー ビ ス 業	168	161	△ 6	-	-
そ の 他 の 産 業	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-
個 人	83	71	△ 11	-	-
合 計	537	492	△ 45	-	0

★当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

自己資本の状況について

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト 区分 (%)	エクスポージャーの額		エクスポージャーの額	
	令和3年度		令和4年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	-	6,623	-	8,447
10%	-	11,462	-	11,256
20%	13	52,439	10	47,372
35%	-	16,863	-	15,237
50%	5,906	258	7,384	492
75%	-	12,476	-	10,866
100%	-	15,292	-	20,248
150%	-	252	-	513
250%	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	121,588		121,830	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不参入分を除く）、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

○リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や業況悪化等により、貸出金や利息が約定通りに行われなくなるリスクをいいます。当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであると認識の上、融資にあたっては決済権限等の「クレジットポリシー」を明確にし、審査管理を充実するとともに厳格なる審査体制を構築しています。

また、大口与信先や不良債権先の管理等信用リスク管理の状況については、定期的に「常勤理事で構成する常務会」で協議・検討を行い、必要に応じて「理事会」に報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「資産自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先ともに、優良担保・優良保証及び不動産担保の処分可能見込額等を除いた未保全額を債務者ごとに個別に引当てております。

なお、それぞれの結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正に計上しております。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

(単位：百万円)

<信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー>

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・アリアビリティ	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		3,436	3,012	3,744	4,010	-	-
	① ソブリン向け	500	405	-	-	-	-
	② 金融機関向け	-	-	-	-	-	-
	③ 法人等向け	999	938	28	28	-	-
	④ 中小企業等・個人向け	1,556	1,287	3,696	3,930	-	-
	⑤ 抵当権付住宅ローン	239	221	-	-	-	-
	⑥ 不動産取得等事業向け	17	15	-	-	-	-
	⑦ 三月以上延滞等	123	143	20	52	-	-

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構により保証されたエクスポージャー）を含みません。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引

該当ありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

自己資本の状況について

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

イ、貸借対照表計上額及び時価

区 分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	9	7	14	38
非 上 場 株 式 等	490	490	485	485
合 計	499	497	500	524

(注) 上記非上場株式等については、売却等を行う目的のものではなく、時価がないため貸借対照表計上額を時価として表示しております。

ロ、出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

	令和3年度	令和4年度
売却益	0	-
売却損	-	-
償 却	-	-

ハ、貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

	令和3年度	令和4年度
評価損益	49	11

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

ニ、貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

(8) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

銀行勘定の金利リスク(IRRB)					
No.		ΔEVE(経済価値の変動)		ΔNII(期間収益の変動)	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
1	上方パラレルシフト	1,037	1,165	21	18
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	ス テ ィ ー プ 化	567	683		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	1,037	1,165	21	18
8	自 己 資 本 の 額	5,196	5,329		

- 金利リスクの算定手法の概要等は、貸借対照表の注記に記載しております。
- 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号による改正を受け、平成31年3月末からΔEVEを開示しております。また、令和2年3月末からΔNIIを開示しております。
*ΔEVEとは、IRRBのうち金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測され、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
*ΔNIIとは、IRRBのうち金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少として計測されるものであり、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
- 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNIIに関する事項は以下のとおりです。
(1)流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.237年です。
(2)流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は4.917年です。
(3)流動性預金への満期の割当て方法は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。
(4)固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。
(5)IRRBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。
(6)IRRBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを考慮していません。
(7)内部モデルは使用していません。
(8)前事業年度末の開示からの変動に関しては、令和5年3月末のΔEVEは1,165百万円(前期末比128百万円)、ΔNIIは18百万円(前期末比△3百万円)となりましたが、適切な範囲であると判断しております。
(9)自己資本比率や有価証券の含み損益、その他の指標等を鑑みて、健全性については問題ありません。
- ΔEVE以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、パーセンタイル値を用いて算出しています。

(9) 自己資本の調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金、及び利益剰余金等により構成されています。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

資本調達手段の種類

普通出資	①発行主体：はばたき信用組合 ②コア資本に係る基礎項目の額に参入された額：1,345百万円 ③配当率：年1.0% (令和4年度実績)
非累積的 永久優先出資	①発行主体：はばたき信用組合 ②コア資本に係る基礎項目の額に参入された額：2,526百万円 ※2,526百万円のうち、1,490百万円は優先出資、1,036百万円は資本準備金に計上しております。 ※優先出資発行額2,980百万円のうち、453百万円を繰越欠損金の補填に充当しております。 ③配当率：980百万円については年0.60%、2,000百万円については年0.66% (令和4年度実績)

預金・融資のご案内

預金

種 類		商 品 内 容	期 間	お預け入れ額
流動性預金	普通預金	出し入れ自由、給与等受取り、公共料金の自動支払いなどにご利用ください。	出し入れ自由	1円以上
	当座預金	商取引に安全で便利な手形・小切手をご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
	納税準備預金	計画的な納税資金にご利用ください。利息は非課税です。	入金はいつでもお引き出しは納税時	1円以上
	通知預金	短期の運用に便利です。お引き出しの2日前にご通知ください。	7日以上	1万円以上
総 合 口 座		普通預金と定期預金をセット。家計簿がわりに受取る、支払う、貯める、借りるが1冊の通帳でOKです。	普通預金はいつでも出し入れ自由	普通預金は1円以上 定期預金は1万円以上
定期性預金	定期積金	毎月一定額を無理なく貯めていただく商品です。	1年以上5年以内	月額1,000円以上
	職域サポート定期預金・定期積金	職域サポート契約先の従業員の方が、ご利用可能な「優遇金利」の定期預金・定期積金です。	定期積金2年以上5年以内 定期預金 1年	定期積金月額1,000円以上 定期預金300万円以下
	地方公共団体提携預金	阿賀野市(子育て応援定期積金)、五泉市(健康応援定期預金)との提携による「優遇金利」の預金です	定期積金1年以上5年以内 定期預金 1年	定期積金月額10万円以下 定期預金300万円以下
	スーパー定期	まとまった資金を確実に増やす預金です。短期間でも有利な運用が可能な、確定利回り商品です。	1か月以上5年以内	1,000円以上
	ゆうゆう年金定期	はばたきで公的年金をお受取りいただいている方に、ご利用いただける「優遇金利」の定期預金です。	1年	お一人さま 300万円まで
	大口定期	適用金利は、その時の市場金利を参考に決定します。余裕資金の運用に適しております。	1か月以上5年以内	1,000万円以上
	期日指定定期預金	利息が利息を生む1年複利でお得な預金です。1年経過後は1か月以上前に連絡してご自由に満期日の指定、元金の一部お引き出しが出来ます。	据置期間1年 最長預入期間3年	1,000円以上 300万円未満
	ハッピーライフ定期預金	当組合に本人の退職金をお預け入れいただける方が、ご利用可能な「優遇金利」の定期預金です。	1年	100万円以上1,000万円以内 退職金受領額の範囲内
	相続定期預金	相続手続き完了後1年以内に、相続により取得した資金にてご利用可能な「優遇金利」の定期預金です。	1年	10万円以上 相続金額の範囲内

*詳しくは、お近くの本・支店の担当係または窓口へお気軽にご相談ください。

融資(個人向け)

種 類		お 使 い み ち	ご融資額	ご返済期間	担保・保証など
住宅系	住宅ローン	住宅の新築、購入、住宅用土地の購入他金融機関の住宅ローンの借り換えなど	6,000万円以内	35年以内	担保: 土地・建物 保証人: 1名以上
	リフォームローン	住宅の増改築、修繕、模様替え、住宅設備機器購入など	2,500万円以内 1,500万円以内	25年以内 20年以内	上記に同じ (株)ジャックスの保証
	空き家等活用ローン	空き家の改装、解体資金、駐車場造成など	500万円以内	10年以内	(株)ジャックスの保証
教育系	教育ローンぶらす	受験時、入学時、在学中にかかる費用、奨学ローン借換資金など (在学中の元金据置も選択可能です。)	500万円以内	16年6ヶ月以内	原則不要
	証書貸付型 当座貸越型			6年6ヶ月以内	保証人: 1名以上
	New教育ローン			16年10ヶ月以内	(株)ジャックスの保証
	教育カードローン・チャンスII			15年1ヶ月以内	全国しんくみ保証(株)の保証
目的系	愛車ローンぶらす	車の購入、車検、修理など	500万円以内	7年以内	原則不要
	カーライフローン	車に関する費用	1,000万円以内	10年以内	全国しんくみ保証(株)の保証
	Newマイカーローン		1,000万円以内	10年以内	(株)ジャックスの保証
	目的ローン	お使いみちが確認できる資金 (事業性・旧債返済除く)	500万円以内	7年以内	全国しんくみ保証(株)の保証
フリー系	フリーローンぶらす		200万円以内	7年以内	原則不要
	チヨイス		1,000万円以内	10年以内	全国しんくみ保証(株)の保証
	F1.(フリーワン)	お使いみち自由 (借換資金可 但し、事業性資金を除く)	500万円以内	10年以内	(株)クレディセゾンの保証 ライフカード(株)の保証
	フリーローン Support1000		1,000万円以内	10年以内	オリックスクレジット(株)の保証
	おまとめローン	複数の借入金を1本にまとめて、返済額を減らし家計に余裕を持たせたい方の資金	1,000万円以内	10年以内	保証人: 1名以上 担保が必要な場合があります
	シルバーライフローン (年金受給者専用)	お使いみち自由	100万円以内	10年以内	(株)ジャックスの保証
カードローン				契約期間	
	アラカルト	お使いみち自由 いざというときに、あなたをサポート!	300万円以内	1年(自動更新)	全国しんくみ保証(株)の保証
	ポケット	ご利用限度額以内なら 繰り返しご利用できます。	50万円以内	3年(自動更新)	全国しんくみ保証(株)の保証
	来富(Life)Up		200万円以内	2年(自動更新)	(株)ジャックスの保証
代理貸付	受験料、入学金などの入進学資金、 授業料、アパート代などの在学資金。	350万円以内	15年以内	(財)教育資金融資保証基金 もしくは保証人1名以上	

📖 預金・融資のご案内

□ 融資（事業者向け）

種 類	お使いみち	ご融資額	ご返済期間	担保・保証など
ビ ジ ネ ス ロ ー ン	事業に必要な運転資金および設備資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	5年以内	法人: 代表者及び保証人1名 個人事業主: 保証人1名
一 般 の ご 融 資	手形割引…一般商業手形の割引。運転資金でご利用ください。			
	手形貸付…商品の仕入れなど、短期運転資金をご利用いただけます。			
	証書貸付…店舗新築や機械設備などの設備資金、長期の運転資金などにご利用ください。			
	当座貸越…一定の貸越極度額までご自由にご利用できます。			
事 業 者 カ ー ド ロ ー ン	事業に必要な資金がスピーディーにご利用いただけます。	100万円以上 2,000万円以内	2年 (更新可能)	新潟県信用保証協会の保証
地 方 公 共 団 体 制 度 融 資	新潟県、新潟市、阿賀野市、五泉市による中小企業の皆様向けの各種制度融資をお取扱いしております。			
代 理 貸 付 業 務	日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、全国信用協同組合連合会の代理店として各種融資をお取扱いしております。			

*各種ローンについては、それぞれ内容によりご融資金額、ご返済期間、担保・保証人などの条件が異なります。

詳しくは、お近くの本支店の担当係または窓口へお気軽にご相談ください(上記以外にも各種ローンをご用意しております)。

*係員がご都合に合わせて説明にお伺いします。お近くの本支店の担当係または窓口へお気軽にご相談ください(お取引のない方も大歓迎!)

📖 主要な事業の内容

1. 預金業務

当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金を取り扱っております。

2. 貸付業務

(1) 貸付 手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。

(2) 手形の割引 商業手形の割引を取り扱っております。

でんさいネットによる電子記録債権の割引（でんさい割引）も取り扱っております。

3. 内国為替業務

振込及び代金取立等を取り扱っております。

4. 付帯業務

(1) 代理業務 全国信用協同組合連合会、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構

(2) 債務の保証業務

(3) 地方公共団体の公金取扱業務

(4) 両替

(5) 保険商品の窓口販売

(6) 個人向け国債の窓口販売

金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

- ①当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- ②金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
- ③当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申し上げたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
- ④当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- ⑤当組合は、役職員に対する内部研修を充実し、金融商品に関する知識の充実を図るとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。
- ⑥金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせ下さい。

◇ATM 利用手数料・取扱時間

利用ATM	稼働曜日	取扱時間*	入出金手数料
当組合*	全 日	08:00~21:00	無 料
セブン銀行	全 日	00:00~24:00	110円
しんくみ お得ネット 提携信用組合	平 日	08:00~08:45	220円
		08:45~18:00	(出金)無 料 (入金)110円
		18:00~21:00	220円
	土 曜	09:00~14:00	(出金)無 料 (入金)110円
		14:00~21:00	220円
	日曜・祝日	09:00~21:00	220円
提携金融機関	平 日	08:00~18:00	110円
		上記時間帯以外	220円
	土 曜	09:00~14:00	110円
		上記時間帯以外	220円
日曜・祝日	全時間帯	220円	
JR駅のATM ビューアルッテ	全 日	全時間帯	(出金のみ) 220円

*当組合ATMの取扱時間は、本店ATMコーナーの取扱時間です。
ATM取扱時間は、店舗により異なりますので、詳しくは[46ページ](#)
をご覧ください。

また、ホームページにも掲載しておりますので、ご覧ください。

*全国のセブンイレブンATMは、(セブンイレブン店舗の営業時間内)
24時間365日ご利用いただけます。
入出金時のご利用手数料は一律110円となります。

◇振込手数料・窓口扱い

種 類	振込金額	対 象	手数料
当 組 合 同 一 店 内	5万円未満	(組合員)	110円
		(組合員外)	220円
	5万円以上	(組合員)	330円
		(組合員外)	440円
当 組 合 本 支 店 間	5万円未満	(組合員)	220円
		(組合員外)	330円
	5万円以上	(組合員)	440円
		(組合員外)	550円
他 行 宛 (電信扱い)	5万円未満	(組合員)	490円
		(組合員外)	600円
	5万円以上	(組合員)	660円
		(組合員外)	770円

◇振込手数料・ATM扱い

種 類	振込金額	対 象	手数料
当 組 合 同 一 店 内	5万円未満	(組合員)	無 料
		(組合員外)	110円
	5万円以上	(組合員)	110円
		(組合員外)	220円
当 組 合 本 支 店 間	5万円未満	(組合員)	110円
		(組合員外)	220円
	5万円以上	(組合員)	220円
		(組合員外)	330円
他 行 宛 (電信扱い)	5万円未満	(組合員)	270円
		(組合員外)	380円
	5万円以上	(組合員)	330円
		(組合員外)	440円
他行カード利用 →同一店宛	5万円未満		330円
	5万円以上		440円
他行カード利用 →本支店宛	5万円未満		440円
	5万円以上		550円
他行カード利用 →他行宛	5万円未満		550円
	5万円以上		770円

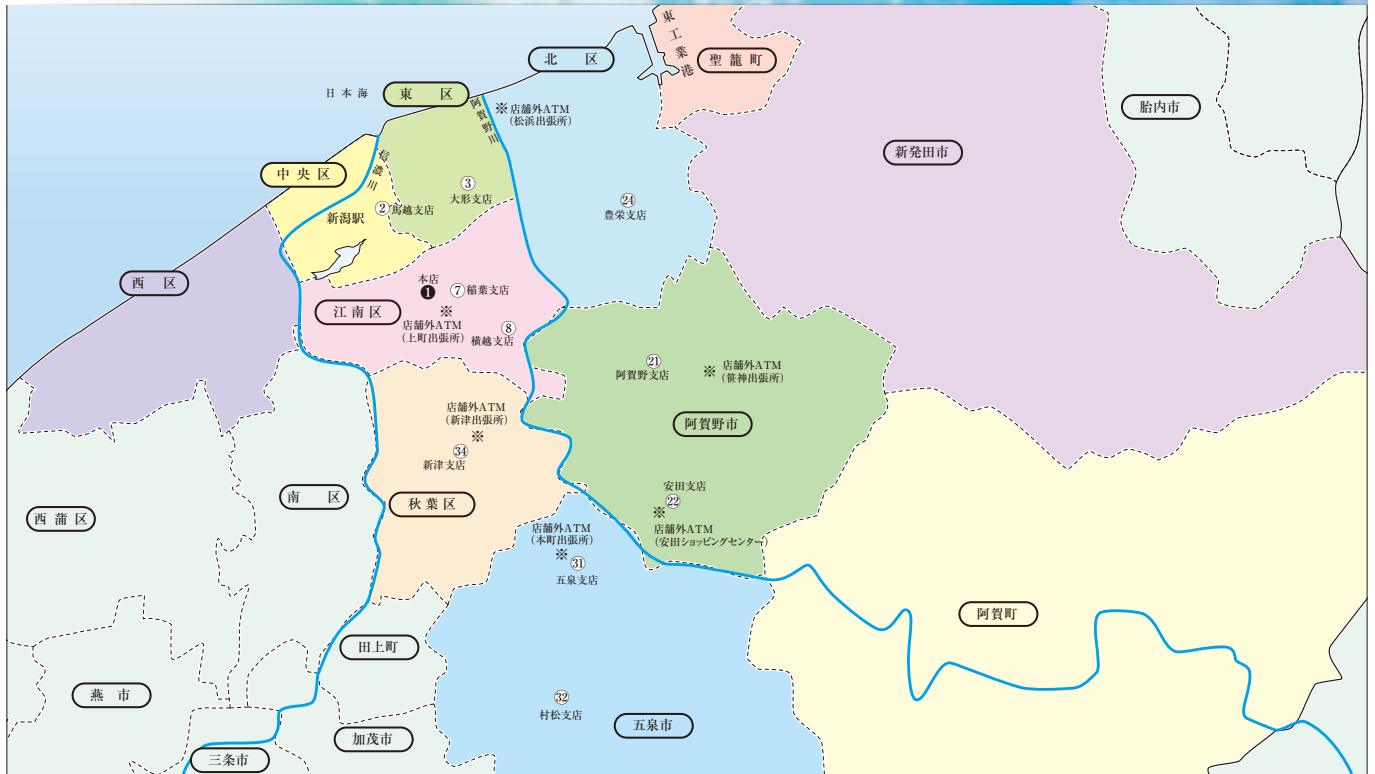
◇手形・小切手入金、代金取立手数料

項目・内容	手数料	
電子交換所	本支店宛	無 料
	他行宛	440円
持ち帰り手数料	440円	
個別取立手数料	他行宛	880円
不渡り手形返却・組戻・店頭掲示		660円

◇定額自動送金

種 類	振込金額	対 象	手数料
当 組 合 同 一 店 内	5万円未満	(組合員)	110円
		(組合員外)	220円
	5万円以上	(組合員)	330円
		(組合員外)	440円
当 組 合 本 支 店 間	5万円未満	(組合員)	220円
		(組合員外)	330円
	5万円以上	(組合員)	440円
		(組合員外)	550円
他 行 宛	5万円未満	(組合員)	490円
		(組合員外)	600円
	5万円以上	(組合員)	660円
		(組合員外)	770円

はばたきサービスネット



店舗一覧表 (事務所の名称・所在地)

店番	店名	住 所	〒	TEL	ATM
100	本部	新潟市江南区旭2丁目1番2号	950-0166	025-382-4111	
001	本店	新潟市江南区旭2丁目1番2号	950-0166	025-382-5501	365日稼動
002	馬越支店	新潟市中央区本馬越1丁目2番11号	950-0865	025-243-1831	365日稼動
003	大形支店	新潟市東区逢谷内6丁目9番5号	950-0814	025-274-3466	365日稼動
007	稲葉支店	新潟市江南区諏訪3丁目4番23号	950-0127	025-382-3811	365日稼動
008	横越支店	新潟市江南区横越中央2丁目1番3号	950-0208	025-385-3831	365日稼動
021	阿賀野支店	阿賀野市中央町1丁目8番7号	959-2021	0250-62-2880	365日稼動
022	安田支店	阿賀野市保田3095番地	959-2221	0250-68-2228	365日稼動
024	豊栄支店	新潟市北区石動1丁目18番地1	950-3327	025-386-1181	365日稼動
031	五泉支店	五泉市吉沢2丁目1番30号	959-1824	0250-43-2211	365日稼動
032	村松支店	五泉市村松甲2248番地1	959-1704	0250-58-2121	365日稼動
034	新津支店	新潟市秋葉区古田1丁目2番29号	956-0025	0250-24-8281	365日稼動

店舗外および共同 ATM

上町出張所	新潟市江南区亀田本町4丁目1番52号	365日稼動
松浜出張所	新潟市北区松浜本町1丁目4番16号	365日稼動
新津出張所	新潟市秋葉区新町1丁目6番8号	平日
笹神出張所	阿賀野市上山屋字道下492番地2	365日稼動
本町出張所	五泉市本町3丁目1番4号	365日稼動

【ATMの営業のご案内】

店 舗・出張所	平 日	休 日	ご利用内容
本店	8:00～21:00	8:00～21:00	お引き出し・ご入金 残高照会・通帳記入 カードによるお振込
馬越・大形・稲葉・横越・阿賀野 豊栄・五泉・村松・上町出張所 松浜出張所・笹神出張所・本町出張所	8:45～19:00	9:00～19:00	
新津	8:45～20:00	9:00～19:00	
新津出張所	9:00～19:00	稼動していません	
安田	9:00～19:00	9:00～19:00 安田ショッピングセンターの営業日に準じる	

【はばたき信用組合のあゆみ（沿革）】

- 昭和28年 ● 9月 亀田信用組合設立
- 昭和40年 ● 7月 新潟出張所(現馬越支店)開設
- 昭和44年 ● 2月 大形出張所開設
- 昭和45年 ● 10月 新栄信用組合に改称
- 昭和46年 ● 10月 本店を現所在地に新築移転
- 昭和49年 ● 3月 鳥屋野(紫竹山)支店開設
- 昭和51年 ● 4月 松浜支店開設
- 昭和52年 ● 12月 上町支店新築
- 昭和54年 ● 11月 稲葉支店開設
- 昭和55年 ● 9月 事務センター開設
- 昭和55年 ● 11月 オンラインシステム稼働
- 昭和56年 ● 3月 横越支店開設
- 昭和57年 ● 6月 袋津支店開設
- 昭和59年 ● 9月 新津支店開設
- 昭和59年 ● 11月 現金自動支払機稼働
- 昭和63年 ● 4月 新潟産業信用組合と合併(東堀・関屋・河渡3店舗加わる)
- 平成 3年 ● 9月 紫竹山支店を馬越支店に統合
● 関屋支店を東堀支店に統合
- 平成11年 ● 10月 河渡支店を大形支店に統合
- 平成14年 ● 10月 新津支店を本店に統合
● SKCセンター加入
- 平成15年 ● 9月 保険窓販業務の開始
- 平成15年 ● 11月 袋津支店を稲葉支店に統合
- 平成16年 ● 5月 セブン銀行ATM提携開始
- 平成18年 ● 12月 個人向け国債窓販開始
- 平成24年 ● 12月 経営革新等支援機関の認定を受ける
- 平成25年 ● 2月 「でんさいネット」の取扱いを開始
- 平成30年 ● 11月 東堀支店を馬越支店に統合
- 令和元年 ● 10月 日銀歳入復代理店となる
- 令和元年 ● 12月 新栄信用組合とさくらの街信用組合が合併し、はばたき信用組合となる
- 令和 2年 ● 11月 上町支店を本店に統合
- 令和 4年 ● 2月 松浜支店を大形支店に統合
- 令和 4年 ● 2月 豊栄支店を新築移転
- 令和 4年 ● 8月 安田支店を移転
- 令和 4年 ● 11月 電子手形交換開始
- 令和 5年 ● 6月 本店本部を新築移転
- 令和 5年 ● 7月 阿賀野支店を移転
- 昭和29年 ● 7月 水原郷信用組合設立
- 昭和37年 ● 7月 安田支店(出張所)開設
- 昭和43年 ● 7月 笹神支店(出張所)開設
- 昭和50年 ● 4月 水原郷信用組合を太陽信用組合に改称
- 昭和51年 ● 10月 豊栄支店開設
- 平成26年 ● 7月 太陽信用組合と五泉信用組合が対等合併しさくらの街信用組合となる
- 平成30年 ● 11月 笹神支店を本店に統合
● 本町支店を五泉支店に統合
- 昭和36年 ● 11月 五泉信用組合設立
- 昭和42年 ● 3月 村松支店(出張所)開設
- 昭和51年 ● 4月 本町支店開設
- 昭和56年 ● 5月 新津支店開設

索引

(各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」で規定されております法定開示項目です。)

■ごあいさつ	……………2	【預金に関する指標】	貸倒引当金(期末残高・期中増減額)* ……35
【概況・組織】		預金種目別平均残高* ……34	貸出金償却の額* ……35
事業方針	……………1	預金者別預金残高 ……34	会計監査人による監査* ……3
事業の組織*	……………30	財形貯蓄残高 ……34	代表理事による適正性・有効性の確認 ……3
役員一覧(理事および監事の氏名・役職名)*	……………30	固定金利・変動金利区分別定期預金残高* ……34	【その他の業務】
職員数*	……………30	役職員1人当たり預金残高 ……34	内国為替取扱実績 ……35
店舗一覧(事務所の名称・所在地)*	……………46	1店舗当たり預金残高 ……34	外国為替取扱実績 ……該当なし
地区一覧	……………1	【貸出金等に関する指標】	公共債窓販実績 ……35
自動機器設置状況	……………46	貸出金種類別平均残高* ……35	公共債引受額 ……該当なし
組合員数	……………30	貸出金及び債務保証見返額担保別残高* ……35	手数料一覧 ……45
会計監査人	……………30	貸出金使途別残高* ……35	【バーゼルⅡ第3の柱に係る開示事項】
子会社の状況	……………該当なし	貸出金業種別残高・構成比* ……35	自己資本の構成に関する事項* ……38
【主要事業内容】		貸出金金利区分別残高* ……35	自己資本の充実度に関する事項* ……39
主要な事業の内容*	……………44	預貸率(期末・期中平均)* ……34	信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)* ……40.41
【業務に関する事項】		消費者ローン・住宅ローン残高 ……35	(1)信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高* ……40
事業の概況*	……………2	代理貸付残高の内訳 ……35	(2)一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額* ……35.40
経常収益*	……………3	役職員1人当たり貸出金残高 ……34	(3)業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等* ……40
経常利益*	……………3	1店舗当たり貸出金残高 ……34	(4)リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等* ……41
当期純利益*	……………3	【有価証券に関する指標】	信用リスク削減手法に関する事項* ……41
出資総額、出資総口数*	……………3	商品有価証券の種類別平均残高* ……該当なし	派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手に関する事項* ……該当なし
純資産額*	……………3	有価証券の種類別平均残高* ……35	証券化エクスポージャーに関する事項* ……該当なし
総資産額*	……………3	有価証券の種類別の残存期間別残高* ……36	オペレーショナルリスクに関する事項* ……39
預金積金残高*	……………3	預証率(期末・期中平均)* ……34	出資等エクスポージャーに関する事項* ……42
貸出金残高*	……………3	【経営管理体制に関する事項】	金利リスクに関する事項* ……42
有価証券残高*	……………3	リスク管理の体制* ……22	自己資本の調達手段の概要* ……42
出資配当金*	……………3	法令遵守の体制* ……23	【その他】
【主要業務に関する指標】		預金保険制度 ……25	当組合の考え方 ……1
業務粗利益および業務純益等*	……………34	個人情報等の保護、利用目的について ……25.26	沿革・あゆみ ……47
資金運用収支、役務取引等収支およびその他業務収支*	……………34	取引時確認のお願い ……27	営業のご案内 ……43.44
資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘*	……………34	苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 ……24	三條信用組合及び新潟鉄道信用組合との合併について ……10
受取利息、支払利息の増減*	……………34	【財産の状況】	店舗の移転・新築について ……11.12.13
役務取引等の状況	……………34	貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書* ……4~9	報酬体系の開示について ……31
その他業務収益の内訳	……………34	金融再生法による開示債権* ……37	地域貢献について ……14~21
経費の内訳	……………34	有価証券の時価情報* ……36	総代会制度について ……28.29
総資産経常利益率*	……………34	外貨建資産残高 ……該当なし	お客様相談室について ……23
総資産当期純利益率*	……………34	オフバランス取引の状況 ……該当なし	中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取り組み状況* ……18
		先物取引の時価情報 ……該当なし	新型コロナウイルス感染症への対応 ……15
		オプション取引の時価状況 ……該当なし	経営者保証に関するガイドラインへの対応 ……20
			日本政策金融公庫との業務連携 ……19

・本誌は協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条、およびバーゼルⅡ第3の柱に基づいて作成しております。
 ・本資料に記載の諸計数は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しております。



はばたき信用組合